

平成31(2019)年度用

保育所・ 保育サービスの ご案内



越谷市

保育認定希望者用
(2号・3号認定)

平成30年9月現在

お ね が い

この冊子には、保育所(保育園)・認定こども園・地域型保育の利用申込手続や必要書類、保育サービスの紹介が書かれています。

保育所等を希望される方は、よくお読みになった上で申込を行ってください。

※入所後も大切に保存しておいてください。

越谷市子ども家庭部子ども育成課

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

(市役所第二庁舎2階)

受付時間

8時30分～17時15分(平日)

電話 048-963-9167(直通)

<http://www.city.koshigaya.saitama.jp>



<http://koshigaya-kosodate.net>



もくじ

第1章	さまざまな保育サービス	1
	状況・目的と確認するページ	2
	*こしがや「プラス保育」幼稚園	3
第2章	認定	5
	認定とは、保育認定の事由	5
	支給認定決定通知書・支給認定証	6
	*平成31年度のクラス編成	6
第3章	保育認定の共通事項・申込	7
	保育時間、休日、持ち物、給食	7
	①申込前の準備	9
	申込(認定申請)の条件	10
	②申込から結果まで	11
	申込の必要書類	12
	③入所決定後	13
	*申込から入所決定後までQ&A	14
	利用者負担(保育料)	15
	特別支援保育	17
	広域入所	18
	越谷市外に住所がある方・転入が決まっている方 他市区町村の保育施設を希望する方・転出予定の方	
第4章	保育認定の利用先	19
	保育所・保育園	19
	認定こども園	20
	地域型保育	21
第5章	教育標準時間認定(幼稚園等)	23
第6章	その他の保育サービス	25
	地域子育て支援センター・一時預かり	25
	「ファミリー・サポート・センター」と「緊急サ ポート・センター」、病児保育・病後児保育	26
	*認可外保育施設	26
	*利用調整基準	27
	*関連冊子の紹介	29
	*保育施設案内図	裏面

1

さまざまな 保育サービス

越谷市では、お子さんをお預かりする
サービスが次のとおりあります。
状況や目的に応じて選びましょう。

ポイント

保育所、幼稚園等の利用には、
「認定」を受ける必要があります。

⇒5ページ参照

※2号・3号⇒利用申込と同時に市で手続
1号 ⇒入園内定後に園で手続

地域型保育(0~2歳児)

定員19人以下の小規模保育施設。40か所以上あります。家庭的な環境できめ細かな保育を行います。(※旧「家庭保育室」等)
卒園時には、連携施設(幼稚園等)に優先して入園できます。 ⇒21ページ参照

0~2歳児
⇒3号認定

月64時間以上
家庭で保育できない
(目安: 週4日・1日4時間以上)

3~5歳児
⇒2号認定

保育所(保育園)

市内に40か所以上あります。
仕事等のため家庭で保育できないお子さんを預かる児童福祉施設です。
⇒19ページ参照

幼保連携型 認定こども園

市内に7か所あります。
幼稚園と保育所の機能をあわせ持ちます。教育時間のあと、保育認定を受けている子は保育所と同様の保育を受けます。
⇒20ページ参照

※就労等を理由とする2号・3号認定の方は、就労時間(保育の必要量)に応じ、さらに次の区分の認定が行われます。

- 「保育標準時間」 おおむねフルタイム就労
- 「保育短時間」 おおむねパートタイム就労
⇒5ページ参照

教育を受けさせたい
⇒1号認定

上記以外・不定期

New!

ようちえん こしがや「プラス保育」幼稚園
はたらく人にやさしい幼稚園。プラス
保育枠で定額預かり保育を利用できる
越谷オリジナル事業です。⇒3ページ参照

幼稚園(3~5歳児)

小学校以降の教育の基礎を作る学校です。
就園時間前後(17:30や18:00までが多い)や長期休業期間中に預かり保育を実施しています。
新制度に移行した園では、市民税額に応じた利用者負担となります。⇒23ページ参照

従来どおりの幼稚園もあります。
一覧表を確認してください。
(移行しない園は私立幼稚園就園奨励費補助金が支給されます)

一時預かり(認定を受けずに利用可)

地域子育て支援センターや保育ステーションで行っています。
急用、子育てのリフレッシュ等で一時的にお子さんを預かります。
週2日程度の仕事のため利用している人もいます。
⇒25ページ参照

急用・リフレッシュ等

ファミリー・サポート・センターと緊急サポート・センター
一時預かりや保育施設への送迎など有償ボランティアによる援助が受けられます。
⇒26ページ参照

お子さんが病気・回復期

病児保育・病後児保育

お子さんが病気にかかっている時期や、回復に向かっていても集団保育が困難な時期に、お子さんを預かります。
⇒26ページ参照

市役所で認定申請と利用調整の申込を行う

園に入園申込と認定申請を行う

保育部分
教育部分

日常的に預ける

一時的に預ける

※このほか、認可外保育施設があります(⇒26ページ参照)。越谷市ホームページに施設一覧や立入調査の結果を公表しています。





仕事しながら子どもを預けるのは保育所かな？
幼稚園は？地域型保育もよく聞くけど…

保育時間のほかにも違うところがあるのかな？

たくさんの選択肢には、それぞれのよさがあります。
ご自身にあった施設を選びましょう。

状況・目的と確認するページ

状況・目的		★幼稚園教育を受けさせたい ★集団生活を経験させたい プラス保育 枠は就労にも対応！ (※就労等の条件はありません)		★保護者ともにフルタイム勤務 ★保護者いずれかがパートタイム勤務		★週2日程度の勤務 ★子育てのリフレッシュで一時的に預けたい						
年齢	0～2歳児	— (一部の園では満3歳から受入有)		○	○	○						
	3～5歳児	○		○	—	○						
施設類型／ 確認する項目		 プラス 保育幼稚園	幼稚園	認定こども園 教育部分 保育部分		保育所	地域型 保育	一時 預かり				
「プラス保育」 幼稚園 (⇒3ページ参照)		○										
認定 (⇒5ページ参照)		△ (新制度幼稚園・ 認定こども園のみ)	△	○	○	○	○					
保育認定の 共通事項 ・申込 (⇒8ページ参照)		(保育料参考) <table><tr><td>新制度幼稚園 認定こども園(教育)</td><td>教育標準時間認定の利用者負担額(市民税所得割額から算定の統一料金)</td></tr><tr><td>従来幼稚園</td><td>園が定めた額(年1回、市民税所得割額に応じた幼稚園就園奨励費補助金を支給)</td></tr></table> ※「プラス保育」幼稚園もどちらかに該当します			新制度幼稚園 認定こども園(教育)	教育標準時間認定の利用者負担額(市民税所得割額から算定の統一料金)	従来幼稚園	園が定めた額(年1回、市民税所得割額に応じた幼稚園就園奨励費補助金を支給)	○	○	○	(保育料参考) 保育認定の利用者負担額 (市民税所得割額から算定の統一料金)
新制度幼稚園 認定こども園(教育)	教育標準時間認定の利用者負担額(市民税所得割額から算定の統一料金)											
従来幼稚園	園が定めた額(年1回、市民税所得割額に応じた幼稚園就園奨励費補助金を支給)											
保育認定の 利用先 (⇒19ページ参照)					○	○	○					
教育標準時間 認定 (⇒23ページ参照)		○	○	○								
その他の 保育サービス (⇒25ページ参照)								○				
希望先選びに、冊子「保育施設ガイド」もあわせて確認しましょう！												

希望先選びに、冊子「保育施設ガイド」もあわせて確認しましょう！

「ご案内」 の構成

さまざまな 保育サービス

利用できるサービスの概要です。

①さまざまな保育サービス

認定

保育認定や保育標準時間・保育短時間の説明です。

②認定

保育認定の 共通事項 ・申込

保育時間や申込の流れ、必要書類の説明です。

③保育認定の共通事項・申込

保育認定の 利用先

保育所・認定こども園・地域型保育の一覧です。

④保育認定の利用先

教育標準 時間認定

幼稚園・認定こども園(教育部分)の概要です。

⑤教育標準時間認定
(幼稚園等)

その他の 保育サービス

一時預かり、病児保育等の概要です。

⑥その他の保育サービス



こしがや

「プラス保育」幼稚園

平成31年4月から
11幼稚園でスタート!

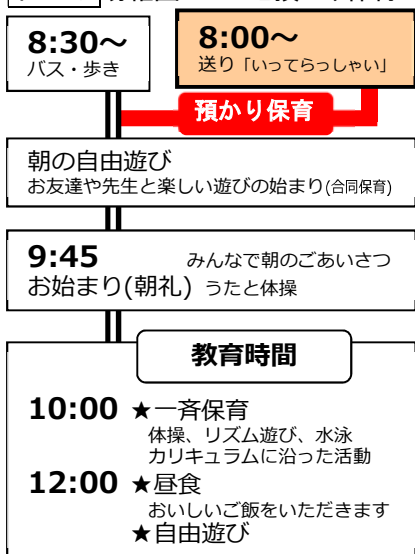
※各園の「プラス保育枠」には定員があります。

8時以前～18時以降開園など条件を満たす幼稚園を認定。
保育施設の入所条件を満たす方に「プラス保育枠※」で定額預かり保育を行う。

保育施設希望者にやさしい長時間預かり保育を行う私立幼稚園と認定こども園（教育部分）を「こしがや「プラス保育」幼稚園」として認定し、保育所等の条件を満たす人に「プラス保育枠」として定額の預かり保育を行います。

平成31年4月から始まる越谷市オリジナルの事業です。仕事等をしている方の「3歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたい」というニーズに私立幼稚園と協力して応えていきます。

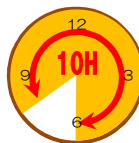
イメージ幼稚園の1日と預かり保育



こしがや「プラス保育」幼稚園のきまり

▶ 10時間以上開園

8時以前から18時以降まで開園するので、仕事等である程度長時間の預かりにも対応。園によっては、もっと長い預かりも行う。



▶ 長期休業期間（夏休み等）

▶ 平日は3/4以上開園

基本型の園は夏休み・冬休み・春休みにお休みがある。機能強化型の園は休業期間も平日毎日開園する。

7月	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
8月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

※冬休みは12/29～1/3は休み。基本型の園は、この期間を除き平日の3/4以上開園する。

▶ 振替休日などがある

どの程度あるかは冊子「保育施設ガイド」で確認できる。

▶ 土曜日は休園（※一部除く）

園によっては開園しているところも。一覧を確認

▶ 費用等が「見える」

預ける上で気になる情報を「保育施設ガイド」等で公表する。



- 保育料等の各種費用
- 平日参加が求められる機会、休園日など

▶ 定額預かり保育

保育所等の入所条件を満たす児童に定額の預かり保育を行う。

実施園は2種類

6,500円/月

6,000円/月

機能強化型

長期休業期間の平日は毎日開園

基本型

それ以外の幼稚園
(長期休業期間は平日3/4以上開園)

※上記のほか幼稚園の保育料、給食費等がかかります。入園時には入園料等がかかります。※上記と別におやつ代等の実費がかかる場合があります。また、8～18時を超える時間は延長保育料がかかります。

保育料は 保育施設とどのくらい違うか

(例) 3歳児でかかる費用(8:00～18:00で毎日預かる場合)

	施設名	保育料	その他の費用	合計	私立保育園との比較
私立保育園	A 保育園	30,300円 (該当者が多い階層)	主食代 1,000円 寝具リース 1,000円	32,300円	
私立幼稚園	B 幼稚園 (機能強化型)	26,000円 就園奨励費-3,300円 (40,000円÷12か月) 実質 22,700円	給食費 5,120円 教材費 0円 冷暖房費 330円 +定額預かり 6,500円	34,650円	保育園比 +2,350円
※別途入園時に入園料等がかかる	C 幼稚園 (基本型)	25,000円 就園奨励費-3,300円 (40,000円÷12か月) 実質 21,700円	給食費 3,000円 教材費 0円 冷暖房費 250円 +定額預かり 6,000円	30,950円	保育園比 -1,350円

※園により保育料など各種費用は異なります。冊子「保育施設ガイド」などでぜひ比較してください。

「プラス保育枠（定額預かり保育）」 の対象者は



「**フ** **ラ** **ス** 保育」で
子育てをサポートします！

- **ブ**ライス（定額の預かり保育で）
- **ラ**イフ（仕事など毎日の生活をしやすく）
- **ス**マイル（3歳児以上も安心して預け先確保）

保育施設の入所条件を満たす方が対象（各園に定員有）。
原則として就労等で必要な時間のみ利用できる。

※「プラス保育枠」には定員があります。幼稚園に入園できても、各園の申込状況によりプラス保育枠の利用ができない場合があります（定員を超えた場合は各園で選考を行う）。

「プラス保育枠」の対象者となるには、保護者（父母とも）に次のいずれかの「保育が必要な事由」が常時（月64時間以上（目安：週4日以上かつ1日4時間以上））あり、3か月以上継続して預かり保育を利用する必要があることが必要です。

保育が必要な事由	対象 (※「常時」を満たすことが条件)
就労 日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、居宅内労働などを含む(内職は条件有)	対象 ※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。
就労内定 求職活動を行い就労内定が出ている場合	適用となった月の15日まで（4月の新入園児は4月末日まで）に勤務証明書（「勤務」にチェックが入ったもの）を提出できる誓約をした場合のみ対象
就学 学校または職業訓練校に在学している場合	対象
病気・障がい 病気、負傷、心身に障がいがある場合	原則として対象外
病人の看護等 同居の親族を介護または看護している場合	ただし、預かり保育が必要であると園が判断できる場合は対象

※産前産後休暇中や育児休業中の場合は対象外です。
※同居の65歳未満の保護者の父母が無職の場合は対象外です。
(病気等で保育できない場合を除く)



行きはバス利用、帰りは自分で迎え...
といった利用も可能です。園にご相談ください。

申込必要書類

(申込書類は9月下旬から市と園で配布予定)

① 申込書【全員対象】

- ☐ プラス保育枠利用申込書 DL可 (予定)
- ☐ プラス保育枠エントリーシート DL可 (予定)

※証明書類(勤務証明書等)は保育施設の申込と共通様式です。

証明書類

- ・父母および同居の祖父母は全員提出してください。
- ・同居者(祖父母等)が平成31年4月1日で65歳以上の方は、勤務証明書等の提出を省略できます。

② 保育の必要性を証明する書類【全員いずれか必須】

就労(予定)している方	☐ 勤務(内定)証明書(所定用紙) DL可
不規則勤務等シフトがある方	☐ シフト表(直近3か月分)
就労内定の場合	☐ 勤務等に関する誓約書 DL可(予定)
・自営・在宅勤務の方 ・経営者が自身または親族の方 ・内職の方	☐ 就労状況(予定)申告書 DL可
・自営業中心者の場合 ・自営業協力者の場合	☐ 受注表・請負契約書・営業許可証・開業届等(いずれかのコピー) ☐ 最新分の確定申告書・源泉徴収票・給与明細書(いずれかのコピー)
学校に在学中の方	☐ 在学証明書と時間割表
看護・介護をしている方	☐ 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照)
病気の方	☐ 診断書(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの)
心身に障がいのある方	☐ 身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分のコピー)

③ 該当者のみ必要な書類

申込時点で越谷市に「転入予定」の方	☐ 転入に関する誓約書 DL可 ☐ 住所や転入時期が確認できるもの(不動産売買契約書または賃貸借契約書)のコピー
夫婦関係調整調停中の別居の場合	☐ 調停中であることが分かるもの(裁判所発行)のコピー

利用条件（よくお読みください）

- ▶ **条件にあわない方・市外在住の方**
対象外ですが、「プラス保育枠」以外にも各園独自に月ぎめやスポット利用を行っていますので、各園にご相談ください。
- ▶ **振替休日**
各園で創立記念日や行事等の振替休日があり、休園になります。具体的には、冊子「保育施設ガイド」に掲載してありますので、自身のライフスタイルに対応できるか必ずご確認ください。
- ▶ **「プラス保育枠」で定額預かり保育ができる日と時間**
就労等で必要な日に必要な時間のみです。
- ▶ **定員を超える場合**
各園に定員があります。定員を超える場合は、各園が選考を行います。
- ▶ **月途中の利用開始・月途中の退園**
月単位で考えますので、原則できません。また、保育料の日割計算も行いません。
- ▶ **夏休みのみの利用**
「プラス保育枠」の対象外となります。
- ▶ **新入園児の注意**
 - ・お子さんが慣れる期間として、慣れ保育があります。
 - ・入園式前の預かりについて、園によっては代替手段（認可外保育施設等の利用）による対応となる場合があります。

利用申込の方法

④ 新入園児の方

入園手続は直接幼稚園に。
入園の可否は幼稚園が決定。

「プラス保育枠」利用申込書等を各園に提出してください。提出時期は園により異なります（まとめて一覧にします）。
※4月入園の場合、11月8日までに各園から利用可否の結果をお知らせします。

⑤ 在園児の方

「プラス保育枠」利用申込書等を各園に提出してください。
4月からの利用は、園から提出時期のお知らせがあります。

※「プラス保育枠」には定員があります。定員を超える場合、各園が選考を行いますので、申込状況で利用できない可能性もあります。

実施幼稚園の一覧は

24ページを参照

①さまざまな保育サービス

②認定

③保育認定の共通事項・申込

④保育認定の利用先

⑤教育標準時間認定
(幼稚園等)

⑥その他の保育サービス

2

認定

- 1号認定・2号認定・3号認定とは？
 - 保育標準時間・保育短時間とは？
- 保育施設を利用する上での重要事項です。

認定とは

保育所・保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育などの利用を希望する保護者の方には、利用（子どものための教育・保育給付）のための認定を受けていただきます。

次の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

1号認定 教育標準時間認定（⇒23ページ）

お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合

利用先 幼稚園、認定こども園（教育部分）

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先 保育所、認定こども園（保育部分）

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

利用先 保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育

さらに！

就労等を理由とする場合、さらに次のいずれかに区分されます。

a 「保育標準時間」利用

就労時間 週30時間以上

かつ月120時間以上

b 「保育短時間」利用

就労時間 月64時間以上上記未満

※120時間の目安：週5日かつ1日6時間

➡ **保育時間に影響します（⇒7ページ）**

保育認定（2号・3号）の事由

保育認定（2号・3号）に当たっては、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、**常時（月64時間以上）**（目安：週4日以上かつ1日4時間以上）保育が必要な状態にあることが必要です。

「集団生活を経験させたい」、「教育を受けさせたい」などの方は、1号認定となります。

保育が必要な事由		認定区分	認定期間・入所期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む（内職は条件有） ※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。	就労時間による ⇒上記「さらに！」参照	最長3年間（就学前） （認定は3年間だが、事由継続の場合就学前まで延長できる。以下同じ）
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている場合 （就労内定を含む）	保育短時間 （就労内定の場合は就労予定時間による）	3か月 ※期限内に勤務証明書が提出された場合は、最長で3年間（就学前）とする。
育 児 休 業 取 得 中 の 継 続 利 用	育児休業取得中に、既に保育を利用して いる子がいて継続利用が必要な場合 ※新規入所の児童は該当しません	保育短時間	産まれるお子さんが1歳を迎える年度の3月末（翌年度5歳児の場合は、就学前まで） ※期間経過後、5月14日までに復帰した場合は、最長で3年間（就学前）とする。 ※期間経過時に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合は、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長する（ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない）。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	保育標準時間	出産前：出産予定月を基準に前2か月 出産後：出産日を基準に後8週の翌日が属する月末 以後継続したい場合は退所の上再申込
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	就学時間による（就労参照）	最長3年間（就学前）
病 気 ・ 障 が い	病気、負傷、心身に障がいがある場合	保育標準時間：利用調整基準指数18以上	※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
病 人 の 看 護 等	同居の親族（長期間入院等をしている場合も） 居宅内 居宅外 を介護又は看護している場合	保育短時間：利用調整基準指数4以上17以下 介護等の時間による（就労参照）	
災 害 復 旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	保育標準時間	
虐 待 ・ D V	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間	
そ の 他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	

※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定を受けられません。

※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消（退所）となります。

※認定期間中は「常時」を常に満たす必要があります。【例】毎月40時間程度の就労だが、ある月だけ64時間を超える→認定できない

※出産予定日が次に該当する場合は、出産要件としての申込となります（移行の場合を除く）。

4月入所の場合：3月19日～5月12日（翌月14日までに職場復帰できない期間、労働基準法の就業禁止期間）

支給認定決定(変更決定)通知書・支給認定証

認定されていることを越谷市が通知する書類です。保護者やお子さんの氏名、住所、認定区分、有効期間等が記載されています。

施設や事業所から提示を求められた際や、認定事項を変更する場合に必要となりますので、大切に保管してください。

※支給認定決定通知書が届いても、施設の利用が決定したわけではありません。施設を利用できるかどうかの通知は、別途届きます。

(例)

子ども・子育て支援支給認定決定通知書

支給認定申請について下記のとおり決定しますので、通知します。

記

児 童 氏 名	蒲生 茜		
支 給 認 定 証 番 号	0 0 0 0 0 1 2 3 4 5	児 童 生 年 月 日	平成29年11月12日
支 給 認 定 区 分	3号	保 育 必 要 量	保育短時間
支 給 認 定 有 効 期 間	平成〇〇年 4月 1日 から 平成32年11月10日 まで	保 育 を 必 要 と す る 事 由	就労

3号認定の場合、制度上、有効期間が「満3歳の誕生日の前々日まで」となります。期限が近づいたら、職権による2号認定への変更を行います。



子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものです。

メインコピーの「すくすくジャパン!」には、新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育ってほしい、ママやパパにも親としてすくすく育ってほしい、という思いが込められています。また、サブコピーとなる「みんなが、子育てしやすい国へ。」には、行政をはじめ社会全体で誰もが安心して子育てができ、「子どもの最善の利益」が実現される国にしていこう、というメッセージが込められています。
※表紙の鼓笛隊も、すくすくジャパンのキャラクターです。

平成31年度のクラス編成

4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

クラス年齢	生 年 月 日
5歳児	H25. 4. 2 ~ H26. 4. 1 2013. 4. 2 ~ 2014. 4. 1
4歳児	H26. 4. 2 ~ H27. 4. 1 2014. 4. 2 ~ 2015. 4. 1
3歳児	H27. 4. 2 ~ H28. 4. 1 2015. 4. 2 ~ 2016. 4. 1
2歳児	H28. 4. 2 ~ H29. 4. 1 2016. 4. 2 ~ 2017. 4. 1
1歳児	H29. 4. 2 ~ H30. 4. 1 2017. 4. 2 ~ 2018. 4. 1
0歳児	H30. 4. 2 ~ 2018. 4. 2 ~

例 0歳の子が8月12日で1歳になった ➡ 年度中は0歳児クラス



① さまざまな保育サービス

② 認定

③ 保育認定の共通事項・申込

④ 保育認定の利用先

⑤ 教育標準時間認定
(幼稚園等)

⑥ その他の保育サービス

3

保育認定の 共通事項・申込

認定によって保育時間が異なります。

申込は、「申込前の準備」➡「申込から結果
まで」➡「入所決定後」の順で確認を！

📌保育時間

「保育短時間」のみの施設や、満1歳未満の保育時間に条件が付く施設があります。預けたい時間区分にあわせて施設をお選びください。
※土曜日に開所していない施設や、開所時間・閉所時間が異なる施設があります。一覧をご確認ください。 ➡19～22ページ参照

越谷どろんこ保育園と越谷レイク
ンどろんこ保育園は、料金設定が
異なります(延長保育・時間外保
育(無料時間帯含む)とも 500 円/30
分)。詳細は園にご確認ください。

月曜日～金曜日

保育標準時間
認定の方

〔条件(就労の場合)〕
就労時間が週30時間以上
かつ月120時間以上

保育短時間
認定の方

〔条件(就労の場合)〕
就労時間が月64時間
以上保育標準時間未満

土曜日

保育標準時間
認定の方

〔条件(就労の場合)〕
就労時間が週30時間以上
かつ月120時間以上

保育短時間
認定の方

〔条件(就労の場合)〕
就労時間が月64時間
以上保育標準時間未満

ポイント

📌施設への申請

時間外保育や延長保育を利用する場合は、施設に「保育時間協議書」等を提出し、施設と協議しなければなりません。
また、土曜日の利用は、原則として父母ともに保育が必要な状況(仕事・介護・看護など)であることが条件となります。

📌「保育短時間※」認定の方の時間外保育(※育児短時間勤務ではありません)

従来の延長保育に加えて、時間外保育についても有料となります。

📌0歳児の延長保育

お子さんの心身の発達状況から、1歳の誕生日まで「保育短時間の通常時間(保育所の場合 8:30～16:30)」のみの預かりとしている施設があります。当該施設に入所した場合、保育標準時間の認定を受けていても保育短時間の通常時間のみの預かりとなりますので、ご注意ください。

📌休日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は、お休みとなります。

その他、市長が特に必要と認めた場合は、臨時に休所することがあります。なお、私立保育園・認定こども園・地域型保育は多少異なることがあります。 ➡冊子「保育施設ガイド」参照

送迎保育

都内等への通勤者が多い状況を踏まえ、南越谷保育ステーション及び北越谷保育ステーションから指定私立保育園への送迎を行っております（※レイクタウン保育ステーションでは実施しません）。

- 対象 満1歳以上の健康な児童。「月ぎめ利用」と「スポット利用」があります。

月ぎめ利用（1か月単位の利用） 次の利用原則に該当する方。

- ・父母いずれかが電車通勤（又はひとり親世帯）で、日常的に指定保育園の保育時間内に送迎が困難なこと。 ※送迎困難な状況が1か月以上継続する場合に限ります。
- ・保護者が保育ステーション事業および入園保育園の保育内容に協力できること。

※入園保育園の保育士等との交流（園でお子さんがどんな様子だったか直接話す、荷物の入替など）のため、1週間に1回程度入園保育園への送迎が必要です。

スポット利用 普段は開園時間内に送迎できるが、勤務等の理由で開園時間内の送迎が困難な方。通勤方法等にかかわらず1日単位（朝のみ・夕のみでも可）の利用となります。

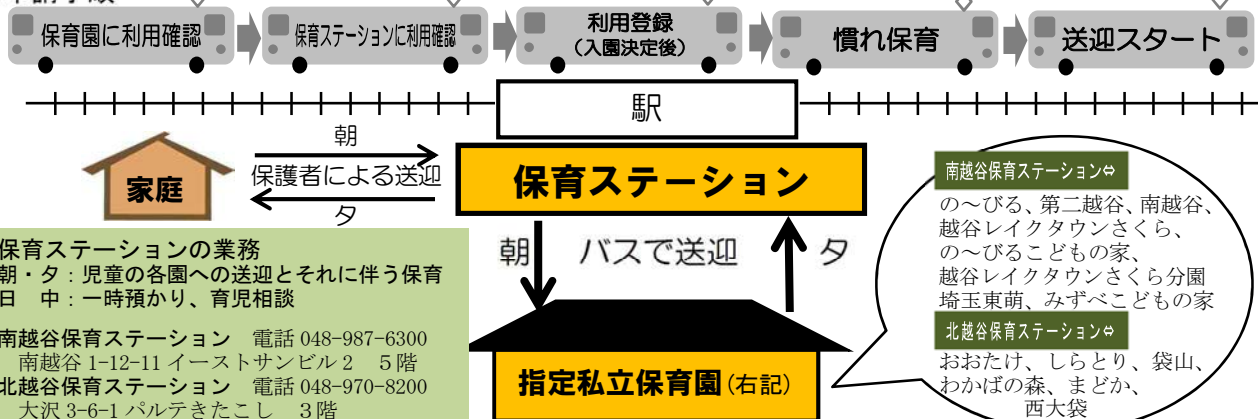
- 定員 20名（スポット利用は、月ぎめ利用者に余裕がある場合に申込順に予約・利用できます。）

- 費用 1日500円

- 送迎時間 次の時間帯で保育ステーションと調整

・朝の送り 6時30分～ 7時30分
・夕方の迎え 19時00分～21時00分

- 申請手順



※レイクタウン保育ステーションについては、25ページ参照

持ち物

入所決定後に、各自でそろえていただくものがあります。年齢や施設によって若干異なりますので、詳細は入所説明会または入所後、各施設で確認してください。

（例）**公立**の場合 ※私立は施設ごとで異なります。

共 通	0～2歳児クラス（乳児）	3～5歳児クラス（幼児）
ふとん（カバー、バスタオル2枚、毛布含む）、 パジャマ、手さげ袋（汚れ物袋）、 下着（ランニングまたは半袖のシャツ）、 着替え上下（3組ぐらい）	おむつ、おしりふき おしぼりタオル お食事エプロン 外靴	通園かばん、手拭用タオル はし、コップ うわばき

給食

旬の食材やできるだけ多くの種類の材料を使用し、バランスのとれた食事に努めています。

「だし」は煮干や花かつおでとり、カレーやシチューのルー、おやつも手作りを心がけています。

※アレルギー等で食事制限の必要なお子さんには、除去食の対応も行っております。

（私立保育園・認定こども園・地域型保育では、アレルギーの程度により対応できない場合もありますので、あらかじめ確認してください。）

※0～5歳児まで完全給食を実施しております。

※地域型保育においても、市子ども育成課の栄養士が作成した献立を参考に自園調理を行っております。

（献立例）

午前のおやつ（乳児クラスのみ）	昼 食	午後のおやつ
牛乳	かじきまぐろのオーロラソース和え、 野菜の和風和え、（乳児クラス）バナナ	フルーツのヨーグルトかけ せんべい、麦茶



毎日のことから…

申込書類を入手し、
見学等しながら、希望保育施設を
しっかり選びましょう。

提出に必要な書類の中には、入手に
時間がかかるものもあります。

ステップ STEP1

申込前の準備

見 学

保育施設ガイドの
「保育施設選び・見学のポイント」
もチェック！

入所したら、お子
さんが毎日過ごす
場所になるかもしれません。
公立保育所・私立保育園・認定こども園・
地域型保育それぞれの個性や特色を見に行
き、納得できる希望先を選びましょう。
※9月に全保育施設一斉見学会も行います



1か所だけしか希望保育施設を書かない方が多くいます。
しかし、指数順に利用調整を行う中で、あなたの順番にきたと
き、希望施設が既に埋まってしまった場合、「保留（入れない）」
という結果になってしまいます。この場合、「近くのお施設を書
いていけば入れたのに…」という方も…。

次善策までよく検討し、通える範囲でなるべく多く希望しま
しょう。

必要書類は
12ページ
参照

申込へ



※指定期間があります

書 類 作 成

空欄のないように記入
しましょう。

※必要書類がたくさんあります。特に、
勤務（内定）証明書など時間がかかる書
類は、早めに勤務先に依頼しましょう。



提出時に子ども育成課の職員がチェックしますので、
まずは思うとおりに書いてみてください。
※何も書いてないと、提出まで時間がかかります…。

入 手

申込書類配布場所

- 子ども育成課
- 保育所・認定こども園・地域型保育

※配布開始時期

案内冊子：9月上旬
申込書：10月上旬



平日忙しい人は、保育施設で土曜日にも配布しています！

相 談



分からないことや心配な
ことがあったら、子ども
育成課にお問合せください。

窓口や電話で、担当職員や保育コンシ
ェルジュが利用に関する相談を随時お
受けしています。

保育コンシェルジュは、
公立保育所の所長経験者等です。
4月入所2次利用調整以降の、
お子さんの面接なども担当
しています。

申込(認定申請)の条件

状況によって条件を満たす必要があることも。
該当する場合はよく確認しましょう。

0歳児は「受入可能月齢」に注意

入所希望月初日に各施設が定めた受入可能月齢を経過していることが必要です。
「保育認定の利用先一覧」の0歳児の「受可」欄を確認して希望保育施設を書きましょう。

※平成31年4月入所の場合

施設が定めた 受入可能月齢	生まれた日	
生後3か月	平成31年1月	1日以前なら申込可
生後2か月	平成31年2月	1日以前なら申込可
生後6週間	平成31年2月17日以前なら申込可	

出生前のお子さんの申込は4月のみ可能

右記の「条件」を満たす場合、申込ができます。4月入所申込受付時に申し込んでください(生まれる子の母子手帳を持参)。
※誕生日が希望保育施設の受入可能月齢を過ぎてしまった場合、申込取消となります。

条件

- 希望保育施設の受入可能月齢(上の表参照)までに出産予定であること(出産が早まる可能性がある場合も可)。
 - 平成31年5月14日までに職場復帰すること。
- ※出産前のため「仮受付」です。出産後に支給認定変更申請書DL可で氏名・生年月日を届け出て面接を受けることで正式な受付となります。

転入予定者は入所希望月の前月末までに越谷市に住民登録が必要

転入に関する誓約書DL可と不動産売買契約書または賃貸借契約書のコピーの提出が必要です。

例 4月入所を希望 ➡ 3月末日までに住民登録

※越谷市に直接申込と広域入所による申込が選べます(18ページ参照)。

求職中でも申込可能

現在無職で、これから就労を希望する方も申込可能です。ただし、入所後は原則1か月以内に就労し、支給認定変更申請書DL可、支給認定証と勤務(内定)証明書DL可を提出してください。
※入所翌月15日までに提出しない場合、入所月から3か月で退所となります。

移行(転園)の場合の注意

- 入所後、入所月の翌月分入所から移行の申込ができますが、必ず移れるわけではありません。
- 一度移行が承諾された場合、いかなる理由があっても取消できず、元の施設に戻れません。

申込後に移行の意思がなくなったら、すぐ申込を取り下げてね!



育児休業中の場合は職場復帰が条件

右表のとおり、入所翌月14日までの復職が条件となります。

育児休業終了予定日より前に保育所等への入所を希望する場合、勤務(内定)証明書に「入所できたら職場復帰可能です。」等の明記が必要です。さらに、入所後に復職証明書で復職を確認します。

入所希望月	入所希望	
復 帰 日	月の1～14日に 復 帰	月の15日以降に 復 帰
入所希望可能月の条件	復帰月の前月から 入所希望可能	復帰月から 入所希望可能
具体例	5月13日復帰→4月 入所から申込可	5月15日復帰→5月 入所から申込可

例 4月入所を希望 ➡ 5月14日までの職場復帰が条件

転職や短い勤務になる場合は申込時の基準指数を下回らないことが必要

公平性の観点から、入所時点の就労等の状況が、申込時の利用調整の基準指数を下回る場合、原則として退所となります。

申込時から短い勤務等になることが分かっている場合は、その旨を勤務(内定)証明書等に明記してください。

退職し介護等に保育認定の事由が変更となった場合

フルタイム勤務をしていたが、入所を機にパートタイム勤務に変えた場合

利用調整基準指数が同点以上の場合のみ入所継続可能

※ただし、0歳児で、利用施設の保育時間に制限がある(1歳の誕生日までは8時30分～16時30分の預かりに制限されている等)ためやむを得ず短い勤務をする場合は、長い預かりができるようになった後指数が戻る場合のみ、継続利用が可能となります。

①さまざまな保育サービス

②認定

③保育認定の共通事項・申込

④保育認定の利用先

⑤教育標準時間認定
(幼稚園等)

⑥その他の保育サービス

ステップ
STEP2

準備ができれば、申込書の受付です。
受付期間に市役所に提出します。
移行(転園)以外の方は、お子さんの
面接も行います。

申込から結果まで

申込の流れ

★ 申込 市役所でお子さんの面接と受付

お子さんの面接と申込書・必要書類の受付を行います。
必要書類(次ページ参照)を確認しながら準備しましょう。

「移行」とは、市内の保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育を利用している方の他園に移る申込。都合がつかない方は、新規の方の日程でも受付可能です。



毎月の受入可能状況は
ホームページに掲載

4月の受入予定数は
一斉受付から公表

● 4月入所

申込区分	受付日程	受付時間	会場
一斉受付	新規の方 平成30年11月11日(日)～15日(木) ※日曜日と各日午前中は大変混雑が予想されます	9時～16時	第二庁舎5階
移行の方	平成30年11月1日(木)～2日(金) ・5日(月)～7日(水)	9時～12時 13時～16時	子ども育成課 (市役所第二庁舎2階)
2次受付	一斉受付後～平成31年2月8日(金)	8時30分～	
3次受付	2次受付後～平成31年2月28日(木)	17時15分	

市外からの「平成31年1月以降の転入者」のみ受付。当該児童のみで利用調整します。

● 5月～3月入所

受付日程	★ただし平成30年2月・3月入所は入所希望前月の8日(金)まで	受付時間	会場
入所希望前月の10日まで	(土日祝日にあたる場合は翌開庁日*)	8時30分～	子ども育成課
※原則、入所希望前々月1日から受付(ただし1～3月入所分は一斉受付で提出可)		17時15分	

★ 利用調整

市が利用調整基準(⇒27ページ参照)に基づき「指数」を付け、**指数の高い児童から入所先をあつせん**します。併せて、保育認定を行います。

※審査に必要な場合、市が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

クラス年齢別に市内
全体で**指数の高い順に並べる**

指数の高い順に内定

あなたの順番で
希望順位と空き
状況を確認

例 第3希望と
第5希望に空きがある
→希望の高い第3希望
の施設に決定

希望順位の高い
保育施設に決定

※空きがない場合は
「保留」となります。

ポイント

- ❶ 記入しなかった園には案内できません。
- ❷ 「第1希望だから有利」ということはありません。希望する順番に書いてください。
- ❸ 地域型保育や認定こども園も対象です。通える範囲でなるべく多くの施設を記入してください。

★ 結果 入所できる・できないにかかわらず全員に郵送。支給認定結果も同時に通知

④ 通知時期

4月入所

- 一斉受付分は2月上旬
- 2次受付分は3月上旬
- 3次受付分は3月下旬

5月以降

入所希望前月の下旬(20日過ぎ)

通知内容

次のどちらか
+
保育認定の結果通知

● 承諾

=入所できる

「入所決定後」に進む
(⇒13ページ参照)

● 保留

=入所できない

・年度末まで案内される可能性あり
・幼稚園や認可外保育施設も検討

ポイント

- ❶ 月1回利用調整し、入所可能な場合のみ通知
平成32年3月(出産理由の場合を除く)まで月1回利用調整し、入所可能な場合は通知します。
※平成32年4月以降は改めて申込が必要です。

2次利用調整の対象者

2次受付からの申込児童と保留児童を対象に調整を行います。一斉受付分の通知後、申込取下げ等のため空きが生じた施設が対象です。

- 幼稚園の預かり保育を利用し勤務している方もいます。
- 認可外保育施設の利用もご検討ください。

申込の必要書類

一人ひとり、提出書類が異なります。確認しながら準備しましょう。

※DL可は、市ホームページからダウンロードできます。

申込児童
1人につき1枚提出

書類提出後は
返却できません

証明書類は発行から
3か月以内のものを提出

申込書類の記載事項に
変更が生じたら届出を

兄弟で同時申込の場合
勤務(内定)証明書など証明書類は原本1部で、それ以外はコピーでも構いません

お手元にも必要な方
必要な方はコピー等をして提出してください
※控としてコピーを残しておきましょう

提出時点で証明書の
日付が3か月以上経過
勤務(内定)証明書など、再度会社から証明を受けましょう

育休延長・認可外入園
保留となり、待っている間に状況が変わったら届出を。確認できない場合、指数に反映できません

① 申込書【全員対象】

お子さん同伴でお越しください。

- ☐ 母子健康手帳
- ☐ 申込書 DL可
- ☐ 児童の状況 DL可
- ☐ エントリーシート DL可
- ☐ マイナンバー記入用紙 DL可

母子健康手帳を確認しながら面接を行います。

※申込書のみ「子育てワンストップサービス」を利用してインターネットから提出が可能です。
この場合でも、お子さんの面接等があるため、受付期間内に市役所への来庁が必要となります。

※「個人番号カード」コピーまたは「通知カード+本人確認書類(顔写真付)」コピーを添付

移行(市内認可保育施設を利用している方の転園申込)の場合は不要です。

- ・保育施設等利用申込または支給認定に係る手続のため提出したことがある場合、再度の提出は不要です。
- ・用紙等を任意の封筒に入れ、封筒に児童名・生年月日と第1希望の施設を明記してください。

② 保育の必要性を証明する書類【全員いずれか必須】

就労(予定)している方	☐ 勤務(内定)証明書(所定用紙) DL可
さらに 不規則勤務等シフトがある方	☐ シフト表(直近3か月分)
・自営・在宅勤務の方	☐ 就労状況(予定)申告書 DL可
・経営者が自身または親族の方	
・内職の方	
さらに ・自営業中心者の場合	☐ 受注表・請負契約書・営業許可証・開業届等(いずれかのコピー)
・自営業協力者の場合	☐ 最新分の確定申告書・源泉徴収票・給与明細書(いずれかのコピー)
求職活動中の方	☐ 求職活動状況報告書(活動していない場合は不要) DL可
出産予定がある方	☐ 母子健康手帳(分娩予定日記載部分のコピー)
学校に在学中の方	☐ 在学証明書と時間割表
看護・介護をしている方	☐ 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照)
病気の方	☐ 診断書(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの)
心身に障がいのある方	☐ 身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分のコピー)
その他	※上記に当てはまらない方。事前に子ども育成課にご相談ください。

証明書類

- ・父母および同居の祖父母は全員提出してください。
- ・同居者(祖父母等)が平成31年4月1日で65歳以上の方は、勤務証明書等の提出を省略できます。

③ 該当者のみ必要な書類

平成30年1月1日に 越谷市に住所がなかった方 (1月2日以降に転入してきた方や 単身赴任の方等)	☐ 市区町村民税 課税(非課税)証明書 (※税額控除の記載があるもの) ※4~8月入所は平成30年度のもの 9~3月入所は平成31年度のもの
さらに 転入予定者の方	☐ 転入に関する誓約書 DL可 ☐ 住所や転入時期が確認できるもの(不動産売買契約書または賃貸借契約書)のコピー
国外に住所があった方	☐ 年間収入申告書 DL可
就労年月日が3年未満だが前職があり、現職との間が1か月以内の 転職の場合	☐ 前職の就労期間が分かるもの ※就職日と退職日の明記されたもの(離職票、在籍証明書、源泉徴収票等を組み合わせ提出可)
生計中心者が失業している場合(自発的失業を除く)	☐ 前職の離職票
父母の一人が単身赴任等で長期不在の場合(※離婚等は除く)	☐ 不在期間や理由を証明するもの(委任先が親戚の場合は会社による証明必須)
夫婦関係調整調停中の別居の場合	☐ 調停中であることが分かるもの(裁判所発行)のコピー
保育所等を育児休業のため退所し、復職時に申し込む場合	☐ 育児休業のため退所したことが分かるもの
生活保護受給者	☐ 新規受給者: 受給証明書 更新した方: 受給証のコピー
在宅障がい者がいる場合	☐ その方の手帳(氏名・等級記載部分)のコピー
就労等と併せて同居の家族(要介護度3以上)を 保護者が週4日以上介護している場合	☐ 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照)
保育士(保育教諭)として月20日以上かつ 1日6時間以上の勤務をしている場合	☐ 保育士証のコピー + (市内対象施設勤務者のみ) 保育士等就労に関する誓約書 DL可 (取得予定の場合は指定保育士養成施設卒業見込証明書+上記誓約書)
申込児童が認可外保育施設等に通っている場合 申込児童のきょうだいがプラス保育幼稚園の プラス保育校を利用している場合 (利用内定の場合を含む)	☐ 保育室等在園証明書(所定用紙) DL可

マイナンバー記入用紙を提出した場合、課税(非課税)証明書の提出は不要です!

「平成30年度」は平成29年中の所得です。

○平成30年度課税(非課税)証明書
→平成30年1月1日時点の住所地の役所で発行

扶養の範囲内の方も必ず提出してください
※母が父を配偶者扶養控除の対象にしている
→父母共に課税(非課税)証明書の提出が必要

※市外の祖父母が児童を扶養の対象としている場合、当該祖父母の課税(非課税)証明書も必要です。

夫婦関係調整調停中等を除き、利用者負担額(保育料)の算定上、不在者を含めて計算することとなります。また、不在者の勤務(内定)証明書等も必要です。

保育施設等の入所月まで利用し続けていることが前提となります。

※提出書類に虚偽があった場合、入所を取り消します(入所後の場合は、退所となります)。

①さまざまな保育サービス

②認定

③保育認定の共通事項・申込

④保育認定の利用先

⑤教育標準時間認定
(幼稚園等)

⑥その他の保育サービス

入所が決まったあとも、
入所日に向けて準備があります。

流れを確認しておきましょう。

ステップ
STEP3

入所決定後

承諾



※郵送で届きます

健康診断



所定用紙で医療機関を受診します。
※集団生活が不可能と判断された場合、入所取消となります。

説明会 & 契約

(認定こども園・地域型保育のみ)

- 施設で入所後の生活や持ち物など重要事項に関する説明を行います。
※日時は入所決定時に添付
- 認定こども園と地域型保育では、施設と契約を締結します。



利用者負担額(15ページ参照)は、入所月の月上旬に郵送します。

お子さんが保育施設で
集団生活を過ごすには
徐々に慣れる時間が必要です！

入所式

- 入所月の1日付けで入所です。
- お子さんと一緒に施設に登所します。



通常保育

延長保育や時間外保育を希望する方は、入所施設に保育時間協議書を提出し、協議します。
※1歳未満の場合、
保育短時間の通常時間のみの預かりとなる施設があります。



慣れ保育

入所式の翌日から、入所当初の一定期間は保育時間が短くなります。
○期間(公立保育所の場合。園により多少異なります。)

0～2歳児	7日間(移行児童4日間)
3～5歳児	5日間(移行児童3日間)

※児童の状態により、もう少し時間がかかることがあります。



入所後の注意

※DL可は市ホームページや「こしがや子育てネット」からダウンロードできます

※継続して「保育認定」が必要

保育施設に継続して入所するには、継続して保育の必要性の認定(⇒5ページ参照)が必要です。入所後、保育認定の事由がなくなり認定取消となったときは、退所となります。

仕事を
辞めた
場合

次のとおりになれば継続可能

- ・1か月以内に就労する。
- ・その翌月15日までに勤務証明書を提出する(できない場合は退所)。

※離職について変更申請が必要です

※退所する場合は早めに退所届を

保育施設を退所する場合は、退所届((兼)支給認定辞退届)を施設に提出します。

あらかじめ分かっている場合は、

➡退所する45日前までに手続きを！

離職した
就職した
勤務時間が変わった
転居した
出産予定となった

申込書類の記載事項に変更が生じた場合

支給認定変更申請書DL可に必要書類を添付し、施設または子ども育成課に提出します。
※認定は月単位。認定を変更する場合は、前月中に手続きが必要です(原則として遡らない)。

受付場所	※切
保育所等での受付	変更希望の前月20日 (土日祝の場合は次の平日)
子ども育成課での受付	変更希望の前月末日

※4月から変更希望の場合は、上記と別の期限となります。

申込から入所決定後まで Q & A



保育認定の申込について

Q1 週3日・1日4時間の仕事をしています。申込できますか？

A できるが入所後勤務を増やす
常時（月64時間以上）保育が必要な状態にある必要があります。
申込はできますが、基準を満たさないため、入所後、勤務日数を増やすなどして「常時」を満たしてください。

Q4 育児短時間勤務を利用する予定です。利用調整の指数はどうなりますか？

A 終期が明記されていれば正規の勤務時間による指数となる
時短取得期間の終期が明記されている場合は、正規の勤務時間による指数となります。ただし、勤務日数を減らす場合は、終期が明記されていても取得後の日数からの勤務時間等による指数となります。

なお、申込時に日数を減らすことを明記せずに、復職時に育児短時間勤務で勤務日数を減らした場合は、退所となります。

Q2 4月15日に出産予定です。上の子の4月入所申込はできますか？

A 「出産」要件の期間限定入所の申込が可能
できます。ただし、出産予定日が3月19日～5月12日の場合、出産休職中であっても出産要件としての申込となり、期間後も継続したい場合は退所の上再申込となります（移行の場合を除く）。

Q5 転職予定です。利用調整の指数はどうなりますか？（育児休業取得中だが復職を機に転職する場合を含む）

Q6 育児休業中です。同じ会社に戻りますが、復帰前のフルタイム勤務から短い勤務（育児短時間勤務ではない）に切り替えたいと思っています。可能ですか？

A 指数が同点以上であればOK
下がるのが分かっているならその旨を明記

Q3 現在は月20日8時間以上働いていますが、最近3か月は月10日程度でした。基準指数は20点になりますか？

月20日160時間以上の就労を常態とする場合に20点となります。この場合は「上記に該当しないが月64時間以上」の指数となります。月20日8時間以上勤務した実績が確認できれば指数が上がる可能性があります。給与明細等実績が確認できる書類を提出ください。

公平性の観点から、入所時点の就労等の状況が申込時の基準指数を下回る場合、原則として退所となります。退職し介護等に入所資格が変更となる場合も、指数が下がる場合は退所となります。

転職等により、短い勤務等になることが分かっている場合は、その旨を勤務（内定）証明書等に明記してください。

なお、0歳児で、利用施設の保育時間に制限がある（1歳の誕生日までは8時30分～16時30分の預かりに制限されている等）ためやむを得ず短い勤務をする場合は、長い預かりができるようになった後指数が戻る場合のみ、継続利用が可能となります。

保育施設の入所後について

Q1 第2子以降を出産することになった場合、継続入所できますか？

A 育児休業を取得する場合は原則満1歳を迎える年度の3月末まで。退職する場合は「出産」要件期間後就労が必要
次のときに継続入所が認められます。ただし、育児休業中は、保育短時間認定に切り替わります。

●出産休暇及び育児休業を取得する場合	産まれるお子さんが満1歳を迎える年度の3月末まで（入所児童が翌年度5歳児の場合は、就学前まで）継続入所ができます。 ※育児休業法に基づく休暇の取得に原則限ります（口頭での約束や退所扱いは不可） ※期間経過時に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長（ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない）。
●出産予定日を基準に前2か月・出産月を基準に後8週の間に退職する場合	出産要件に切り替わり、出産月から後8週の翌日が属する月末までは継続入所が認められます。その後、入所資格を再変更して継続入所したい場合、1か月以内の就労が必要です。

Q2 2歳児までの地域型保育に入所した場合、3歳児以降はどうなりますか？

他の保育施設に移行することや、幼稚園等に行くことが考えられます。

他施設に移行したい場合は、改めて移行の申込が必要となります。この場合、指数による利用調整を行いますので、必ず移れるわけではありません。なお、地域型保育によっては連携施設の幼稚園等に優先して入園できます（※設定されている場合）。

また、幼稚園の預かり保育も充実しており、お子さんが幼稚園の教育を受けながら就労と両立している方も増えています。

①さまざまな保育サービス

②認定

③保育認定の共通事項・申込

④保育認定の利用先

⑤教育標準時間認定
（幼稚園等）

⑥その他の保育サービス

利用者負担（保育料）

毎月の利用者負担の額は、世帯の市民税額により決定します。
私立・公立・認定こども園（保育部分）・地域型保育とも同額です。

※平成31年10月から、国の制度として3歳児以降の利用者負担が大幅に変更となる見込です。
詳細が分かり次第ホームページ等でお知らせします。

計算方法

次ページの例1～例3のように税額を計算し、算定します。

8月分までと、9月分以降で、元となる税額の年度が変わります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市民税所得割額から算定
(平成29年1月～12月の収入から算定)

当年度の市民税所得割額から算定
(平成30年1月～12月の収入から算定)

利用者負担額の基準額表

※表の税額は、次の控除による税額控除をする前の額です。

住宅借入金控除（住宅ローン）、配当控除、外国税額控除、寄付金控除（ふるさと納税等）等

（平成30年4月現在）※転入者等で子ども育成課に課税資料の提出がない場合は、最高額で算定します。

階層区分 (保育)		定 義 (金額は市民税所得割額)	利用者負担額 (月額) 円 ※0は保育短時間認定の場合			多子世帯への軽減
国	市		年度の初日(4月1日)時点での年齢区分			
1	A	生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯・里親世帯	0～2歳児	3歳児	4・5歳児	□1番上の子 全額 □上から2番目～無料
2	B	市民税が非課税の世帯	0		0	
3	C	1 市民税が均等割のみ課税の世帯	11,900 (11,600)		9,700 (9,500)	同一世帯の「2人目以降」に当たる児童が入所する場合 ※年齢問わず ※非課税の方 ※均等割のみ ～57,700円の方
		2 11,000円未満の世帯	13,800 (13,500)		11,500 (11,300)	
		3 11,000円以上 48,600円未満	15,700 (15,400)		13,500 (13,200)	
4	D	1 48,600円以上 53,600円未満	17,400 (17,100)		15,200 (14,900)	□一番上の子 全額 □上から2番目 1/2 □上から3番目～無料 57,700円
		2 53,600円以上 58,600円未満	19,200 (18,800)		16,700 (16,400)	
		3 58,600円以上 63,600円未満	21,000 (20,600)		18,400 (18,000)	
		4 63,600円以上 78,600円未満	23,800 (23,300)		21,300 (20,900)	
		5 78,600円以上 97,000円未満	27,600 (27,100)		24,700 (24,200)	
5	D	6 97,000円以上 117,000円未満	32,000 (31,400)		29,200 (28,700)	同一世帯から2人以上の「就学前児童」が入所する場合 ※就学前=0～5歳児 対象施設の入所児童で数える
		7 117,000円以上 135,000円未満	36,500 (35,800)			
		8 135,000円以上 169,000円未満	41,900 (41,100)			
6	D	9 169,000円以上 202,000円未満	43,700 (42,900)			※対象施設 ・保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園・地域型保育・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部に入所している場合 ・児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合
		10 202,000円以上 235,000円未満	50,000 (49,100)			
		11 235,000円以上 268,000円未満	52,900 (52,000)	30,300 (29,700)	26,700 (26,200)	
7	D	12 268,000円以上 301,000円未満	55,800 (54,800)			保育所・認定こども園・地域型保育・越谷教会附属越谷幼稚園以外の場合、届出が必要です。 「多子軽減に関する届出書(各利用施設にあります)」を入所後提出してください。
		13 301,000円以上 349,000円未満	60,600 (59,500)			
		14 349,000円以上 397,000円未満	61,200 (60,100)			
8		15 397,000円以上	66,500 (65,300)	34,300 (33,700)	28,000 (27,500)	

※0～2歳児は、市民税所得割額57,700円以上であっても、当面の間、同一世帯の「3人目以降」に該当する場合は、申請の上、無料となります。
(埼玉県多子世帯保育料軽減事業)

母子(父子)世帯等への軽減

B、CまたはD階層（ただし市民税所得割額77,101円未満の者に限る。）に該当し、次に掲げる世帯は、右表の利用者負担額となります。

- 母子(父子)世帯等
- 在宅障がい児(者)のいる世帯
- 生活保護法に定める要保護者等

階層区分 (保育)	0～2歳児	3～5歳児	多子世帯への軽減
B	0	0	同一世帯の「2人目以降」に当たる児童が入所する場合 ※年齢問わず
C	1 4,950 (4,850)	3,900 (3,800)	
	2 5,900 (5,750)	4,200 (4,100)	
D	3 6,750 (6,600)	4,500 (4,400)	□一番上の子 全額 □上から2番目～無料
	1 7,200 (7,050)	4,800 (4,700)	
	2 7,650 (7,500)	5,100 (5,000)	
※1	3 8,100 (7,950)	5,400 (5,300)	※1 市民税所得割額が77,101円未満の方に限り
	4 8,550 (8,400)	5,700 (5,600)	

Q & A

離婚した場合、利用者負担は安くなりますか？

例えば母子家庭となった場合、同居者がいない場合は母のみの税額で利用者負担を算定します。結果、基準額より軽減される場合があります（※離婚の翌月から）。ただし、同居者がおり、母の収入が93万円以下の場合は、同居親族のうち最も収入額が高い方を「生計の主宰者」として算定しますので、結果、利用者負担が高くなるケースも見受けられます。
なお、「離婚前提の別居」の場合は、夫婦関係調整調停中等を除き、不在者を含めて算定します。

利用者負担額に関する注意

- 利用者負担額は改定する場合があります。
- 国外で収入がある場合も算定に含めます。

利用者負担の納付

- 保育所、保育園 → 市 に納付
- 認定こども園、地域型保育 → 施設に納付

利用者負担以外でかかる費用

(※施設によって異なる)

入園時の「通園バッグ、体操着、園服、帽子」代や、毎月の「主食、行事、布団乾燥」代など実費徴収がある場合があります。

※各園の徴収する費用の概要は冊子「保育施設ガイド」に掲載しています。ご確認ください。

計算例

※各例題の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。(利用者負担額は保育標準時間の例)

例1 世帯構成：父、母、子（3歳児）、子（1歳児）、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 5,000,000 円 市民税額 200,000 円	収入 2,000,000 円 市民税額 30,000 円	収入 4,000,000 円 市民税額 150,000 円	収入 1,500,000 円 市民税額 10,000 円

父母ともに市民税額が発生しているため、合算して算出

200,000 円（父の市民税額）+ 30,000 円（母の市民税額）= 230,000 円 ⇒ **D10 階層**
 利用者負担：3歳児・・・30,300 円 1歳児・・・25,000 円（1/2）

例2 世帯構成：父、母、子（3歳児）、子（1歳児）、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 800,000 円 市民税額 0 円	収入 400,000 円 市民税額 0 円	収入 4,000,000 円 市民税額 150,000 円	収入 1,500,000 円 市民税額 10,000 円

父母ともに収入が93万円以下のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主宰者として算出。

150,000 円（祖父の市民税額）⇒ **D8 階層**
 利用者負担：3歳児・・・30,300 円 1歳児・・・20,950 円（1/2）

祖父母が児童を扶養の対象としている場合は、別居でも算定に含めます

例3 世帯構成：父、母、子（3歳児）、子（1歳児）、祖父、祖母

父	母	祖父	祖母
収入 1,200,000 円 市民税額 10,000 円	収入 400,000 円 市民税額 0 円	収入 4,000,000 円 市民税額 160,000 円	収入 1,500,000 円 市民税額 10,000 円

父母のうち父の収入が93万円超のため、同居の親族等の市民税額は算出の対象としない。

10,000 円（父の市民税額）⇒ **C2 階層**
 利用者負担：3歳児・・・11,500 円 1歳児・・・6,900 円（1/2）

「市民税所得割額」の確認方法

課税証明書（税額控除の記載があるもの）を確認する方法のほか、次の書類からも確認できます。

「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」（主に会社員等の方が対象）

税額	市民税	県民税
	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦

計算に使用しません

←税額控除のうち、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除を受けている方以外は、「所得割額⑥」欄に記載の金額が、利用者負担算定の税額となります。

※これらの控除を受けている方は、「所得割額⑥」欄にこれらの控除によって減税された金額を足し戻して計算した金額が、利用者負担算定の税額となります。

「市民税・県民税納税通知書兼変更通知書」の市民税・県民税算出基礎（主に自営業等の方が対象）

	調整控除額(円)	配当控除額(円)	住宅借入金等特別税額控除額(円)	寄附金税額控除額・外国税額控除額(円)	配当割額・株式等譲渡所得割額控除額(円)	差引所得割額(円)	均等割額(円)
市民税							
県民税							

↑市民税の「配当控除額(円)」欄から「差引所得割額(円)」欄までを足し合わせた金額が、利用者負担算定の税額となります。

①さまざまな保育サービス

②認定

③保育認定の共通事項・申込

④保育認定の利用先

⑤教育標準時間認定
(幼稚園等)

⑥その他の保育サービス

特別支援保育（軽い障がいや発達の遅れ等で配慮が必要な児童の入所）

※DL可 は、市ホームページからダウンロードできます

保育認定（⇒5ページ参照）があり、障がいや発達に遅れ等のある集団保育が可能な児童を対象に、「特別支援保育」を実施しています。

受入できる施設は、19ページ～22ページをご確認ください。

※その他の施設を希望したい場合は、事前に施設に相談してください。

※看護師の配置状況は施設により異なります。看護師の配置されている施設については、子ども育成課又は施設にお問合せください。

越谷市における特別支援保育は、「療育手帳をもっている」、「診断名がついている（疾患がある）」等の形式的な判断ではなく、「お子さんそれぞれの状況を考慮し、集団生活において特別な配慮を必要とするかどうか」で実施の判断をしています。

なお、申込の段階では、特別支援保育の対象となるかどうかはわかりません。下記手順とおして医師や発達支援の専門職などから意見を伺いながら、児童にとって特別支援保育対象となることが望ましいのか、どのような支援が必要か、等について総合的に検討した上で判断をさせていただいています。

※手順の概要（4月入所の場合と5月以降に入所を希望する場合は、受付期間や申込締切日が異なりますのでご注意ください。）

電話受付 （入所相談）



受付期間内に電話又は窓口でお子さんの状況や体験入所（保育観察）の希望日をお聞きします。翌月までの予定が分かるものを用意し、子ども育成課にご連絡ください。

体験入所 （保育観察）



公立保育所で半日過ごし、お子さんの様子を見せていただきます。
（時間帯：9時から昼食まで）
すでに入所しているお子さんの場合は、保育コンシェルジュ等が入所施設へ訪問し、児童の様子を観察させていただきます。

特別支援保育 検討会議



医師や発達支援の専門職などを交え、面談を行い、お子さんにどの程度の支援が必要か、特別支援保育対象となることが望ましいのか、保育施設への入所等について検討します。
すでに入所しているお子さんの場合は、検討会議への参加は不要です（書類にて検討させていただきます）。

申込



市役所で申込書や必要書類（⇒12ページ参照）を提出します。
※申込を忘れた場合、先の手続に進むことができません。

幼稚園でも障がいや発達に遅れのある児童が入園できる園があります。

一覧表（⇒24ページ参照）を確認し、直接問い合わせてください。

利用調整

特別支援保育検討会議の検討等をもとに、最終的なお子さんの支援の必要性を決定し、各施設の受入状況を確認して利用調整を行います。

結果

支援の必要性の検討結果（特別支援保育対象となるかどうか）と利用調整の結果（保育施設の承諾・保留）を併せて郵送します。
※療育施設など他の施設を紹介する場合もあります。

- 集団保育が困難なお子さんや、医療的介護等が必要なおさんは、入園できない場合があります。
- 保育はそれぞれのお子さんの発達状況に応じて行いますが、あくまでも集団での保育となります。該当する保育施設には、保育士を1名配置するなどの保育環境を整備しますが、特別支援保育のお子さん専門に1対1で対応するものではありません。
- 年に2～3回、発達支援の知識を有する者が保育のアドバイスをするため保育所等を巡回しますが、障がいに対する専門的な訓練や治療は行いません。

◆冊子「特別支援保育入所申込みのしおり」DL可 を併せてご確認ください。

広域入所

越谷市外に住所がある方や、越谷市外の保育施設に入所したい方の手続です。
転入・転出の場合もこの方法が活用できます。

越谷市外に住所がある方

越谷市外に住所がある方も、越谷市内の保育施設を希望することが可能です。

住所のある市区町村の保育施設の担当課で申込を行ってください。申込書等は、お住まいの市区町村のもので構いません。

転入が決まっている方

いずれ
か選択

住所のある市区町村から申し込む。
※期限・必要書類は右記のとおり。
越谷市の子ども育成課に直接申し込む。
※11ページ参照。

条件

入所できる・できないにかかわらず、入所希望月前月末までに次の手続を済ませることが必要です。

●越谷市への住民登録

●子ども育成課での次の手続

- ・お子さんの面接
- ・母子手帳の確認
- ・越谷市の申込書への書換え
(住所のある市区町村から申込の場合)

※越谷市役所で転入手続後、子ども育成課(市役所第二庁舎2階)にお立ち寄りください

※手続ができていない場合は、入所決定が取消しとなります。

※「入所先が決まったら転入する」方は、転入予定者とみなしません。

※転入前の保育施設に通い続けたい場合は、
下記の「他市区町村の保育施設を希望する」をご確認ください。

他市区町村の保育施設を希望する方

勤務先がある、里帰り出産などの理由で越谷市外の保育施設を希望する場合は、越谷市役所子ども育成課で申込となります。

市区町村によって条件や必要書類が異なります。希望保育所等のある市区町村の保育担当課に確認のうえ申し込んでください。

転出予定の方

上記の手続で、転出前にあらかじめ転出先市区町村に入所を申し込むことができます。

なお、入所希望月の前月末までに次の手続を済ませる条件となることが一般的です。あらかじめ転出先市区町村に直接ご確認ください。

- 転出先市区町村への住民登録
- 転出先の保育施設担当課での手続

※転出前に通っていた越谷市内の保育施設に通い続けることも可能な場合があります。越谷市の子ども育成課にご相談ください。

※DL可 は、「こしがや子育てネット」からダウンロードできます

期限 (越谷市子ども育成課に届いていることが条件)

入所希望月		越谷市への到達期限
4月入所	一斉受付	平成30年11月15日まで
	2次受付	平成31年2月8日まで
	3次受付 ※対象者制限有	平成31年2月28日まで
5月以降入所		入所希望前月10日まで ※土、日、祝日にあたる場合は翌開庁日。

必要書類

お住まいの市区町村で必要となる書類に加えて、次の書類も添付してください。

全員必要	☐ 市区町村民税課税(非課税)証明書 (※税額控除の記載があるもの) ※4～8月入所は平成30年度のもの 9～3月入所は平成31年度のもの
転入予定者のみ必要	☐ 転入に関する誓約書 DL可 ☐ 住所や転入時期が確認できるもの(不動産売買契約書または賃貸借契約書)のコピー
該当者のみ必要	☐ 12ページの「③該当者のみ必要な書類」

※市外の方(転入予定者を除く)は、越谷市内の地域型保育を希望することができません。

期限

市区町村によって異なる

(希望保育所等のある市区町村の保育施設担当課に要確認)

※期限の10日前までに申込をお願いします。

必要書類

希望先市区町村で必要となる書類に加えて、次の書類も添付してください。

全員必要	☐ 「申込の必要書類(12ページ参照)」 ☐ 管外委託希望理由書 DL可
転出予定ない場合	☐ 広域入所(委託)用 DL可 保育施設利用エントリーシート

保育所等に入所中の方

各月2日以降に転出した場合は、継続手続なしでその月の末日まで通うことができます。

①さまざまな保育サービス

②認定

③保育認定の共通事項・申込

④保育認定の利用先

⑤教育標準時間認定
(幼稚園等)

⑥その他の保育サービス

4

保育認定の 利用先

各施設について、詳しくは「保育施設ガイド」をご覧ください。

特徴や施設からのメッセージがあります。

保育所・保育園

※東越谷地区の地番変更に伴い、☆の園の住所が変更となる予定です。

	施設名	所在地	電話番号 (048)	クラス 年齢	最大保 育時間	0歳児		特別 支援 保育	送迎 保育
						受可	延長		
● 公立 保育 所	蒲生保育所	蒲生寿町 9-23	986-3942	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	大袋保育所	恩間 150-3	976-2852	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	大相模保育所	大成町 1-2158	985-3040	3～5 歳児	7:00～19:00 (7:30～14:00)			○	
	桜井保育所	平方 1349	974-0449	2～5 歳児	7:00～19:00 (7:30～14:00)			○	
	増林保育所	☆東越谷 8-41-1	963-0089	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	大沢第一保育所	大沢 3-16-45	974-6284	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	中央保育所	越ヶ谷 3-2-28	964-3977	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	深田保育所	下間久里 318-1	975-1411	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	七左保育所	七左町 1-184	988-7359	2～5 歳児	7:00～19:00 (7:30～14:00)			○	
	荻島保育所	南荻島 330-1	975-6517	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	赤山保育所	赤山町 4-2-11	965-3400	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	蒲生南保育所	南町 1-10-20	985-0468	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	新方保育所	北川崎 729-1	976-1494	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	大袋北保育所	袋山 475-3	974-8591	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	宮本保育所	宮本町 5-250-1	966-3468	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	登戸保育所	登戸町 42-10	987-7518	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	赤山第二保育所	赤山町 2-58-1	966-7266	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
	蒲生第三保育所	蒲生 2-13-9	987-6435	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	○	
★ 私立 保 育 園	越ヶ谷保育園	越ヶ谷本町 3-7	962-2526	0～5 歳児	7:00～19:00	4	誕		
	おおたけ保育園	大竹 815-1	977-2497	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕		北
	の～びる保育園	相模町 2-64-1	985-7127	0～5 歳児	7:00～19:00	4	誕		北
	しらとり保育園	弥十郎 275-1	977-7131	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕		北
	袋山保育園	袋山 1956-1	975-8065	0～5 歳児	7:00～19:00	3	10		北
	第二越谷保育園	増森 396-1	963-8212	0～5 歳児	7:00～19:00	4	誕		南
	わかばの森保育園	大杉 492-1	976-4890	1～2 歳児 (希望者は 3 歳児以降 大袋わかば保育園)	7:00～19:00				北
	南越谷保育園	七左町 1-347	990-5001	0～5 歳児	7:00～19:00	4	誕		南
	まどか保育園	平方 249-4	977-0320	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕		北
	越谷レイクタウンさくら保育園	レイクタウン 8-3-5	988-0861	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕		南
	松沢保育園	谷中町 2-88-4	972-6028	0～5 歳児	7:00～19:00	6	誕		
	の～びるこどもの家保育園	相模町 3-220-1	990-7201	0～5 歳児	7:00～19:00	4	誕		南
	越谷レイクタウンさくら保育園分園	レイクタウン 2-7-7	990-1811	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕		南
	越谷どろんこ保育園	平方 3207-1	970-2280	0～5 歳児	7:00～20:00	2	2	◎	
	あぜがみりんご保育園	蒲生寿町 1-28	985-2060	0～5 歳児	7:00～19:00	4	誕		
	埼玉東萌保育園	川柳町 1-582-1	973-7461	0～5 歳児	7:00～19:00	4	誕		南
	越谷レイクタウンどろんこ保育園	レイクタウン 5-15-5	972-4111	0～5 歳児	7:00～19:00	2	2	◎	
	第二おおたけ保育園	北越谷 5-6-33	940-3517	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕		
	西大袋保育園	大竹 818-3	940-8181	1～2 歳児 (希望者は 3 歳児以降 大袋幼稚園)	7:00～19:00	3	誕		北
	東大沢保育園	東大沢 4-31-1	940-3037	0～5 歳児	7:00～19:00	3	誕	◎	
	みずべこどもの家保育園	レイクタウン 6-11-4	967-5570	0～5 歳児	7:00～19:00	4	誕		南
	にじの駅保育園	レイクタウン 4-4	940-2484	0～5 歳児	7:00～19:00	2	3		
	つぐみ保育園	レイクタウン 5-7-2	987-6667	0～5 歳児	7:00～19:00	6	6		
	つぐみ保育園分園	レイクタウン 8-13-2	940-8885	0～2 歳児 (3 歳児以降 つぐみ保育園)	7:00～19:00	6	6		
	エンジェルハウス保育園	大沢 4-10-2	973-7498	0～4 歳児※	7:00～19:00	4	4		

■表の注釈

※エンジェルハウス保育園は、平成 32 年度は 0～5 歳児となる予定です。

最大保育時間 (7 ページ参照)		最大の預かり時間。()内は土曜日 (ない場合は平日と同じ)。
0 歳 児	受可(受入可能月齢)(10 ページ参照)	3…入所希望月初日に生後 3 か月経過から受入可能
	延長(保育短時間の通常時間(保育所 8:30～16:30)を超えての預かり) (7 ページ参照)	誕…1 歳の誕生日から可能 3…生後 3 か月経過から可能
特別支援保育 (17 ページ参照)		◎…程度を問わず受入相談可 ○…中程度まで可 △…軽度(は可 ※私立保育園は、印があっても、施設の受入体制、条件等により受入できないことがあります。
送迎保育 (8 ページ参照)		指定保育所 北…北越谷保育ステーション 南…南越谷保育ステーション

公立と私立 の違い

利用者負担は同額ですが、保育方針、行事内容、持ち物等が異なります。

認定こども園

認定こども園（幼保連携型認定こども園）とは、保育所機能と幼稚園機能の両方を一体的に提供するとともに、地域の子育て世帯向けの支援事業を実施する施設です。

幼稚園と保育所の機能をあわせもち、教育時間の間は、教育標準時間（1号）の児童と一緒に教育・保育を受けます。教育時間のあと、保育認定を受けているお子さんは、保育所と同様の保育を受けます。

例 認定こども園の1日



ポイント

① 入園方法（内定後は、施設との直接契約が必要となります）

- ▶ 2号・3号認定
市役所で申込 ⇒ 11ページ参照
- ▶ 1号認定
園で申込 ⇒ 23ページ参照

② 申込時の保育部分（2号）と教育部分（1号）の併願

教育部分・保育部分あわせて1つの施設です。両方の認定を受けることはできません。申込時にどちらか選択し、申し込んでください。

③ 利用者負担額

- ▶ 2号・3号認定
「保育認定」の負担額
⇒ 15ページ参照
- ▶ 1号認定
「教育標準時間認定」の負担額
⇒ 23ページ参照

教育・保育の方針や認定による違い、料金など、納得して申込いただくため、あらかじめ説明会への参加や見学をお願いします

④ 上乗せ徴収

認定こども園では、教育時間で認定を問わず同じ教育を受けます。このため、教育にかかる費用として、特別教育費などの上乗せ徴収があります。

施設名	所在地 ※（保）保育部分（教）教育部分	電話番号 (048)	クラス 年齢	最大保育時間	0歳児		特別 支援 保育
					受可	延長	
認定こども園 わかばの森ナーサリー	新越谷 1-31-18	990-1983	0～5歳児	7:00～19:00 ※1号認定の設定はありません	6	誕	
第二愛隣こども園	川柳町 3-275-1	986-0318	0～5歳児	7:00～19:00 (1号:8:00～18:00)	3	誕	
認定こども園小牧	(保)大間野町 5-239-2 (教)大間野町 5-147-1	(保)985-0016 (教)985-4890	1～5歳児	7:00～19:00 (1号:8:00～18:00)			
こばとの里こども園	神明町 3-246-3	964-5660	0～5歳児	7:00～19:00 (1号:8:00～18:00)	3	誕	
幼保連携型認定こども園 越谷さくらの森	増林 5987-1	(保)960-1301 (教)966-0301	0～5歳児	7:00～19:00 (1号:7:00～19:00)	6	誕	
認定こども園 しらこばと幼稚園	袋山 631-3	977-8031	1～5歳児	7:00～19:00 (1号:8:00～18:00)			△
(仮称)認定こども園 北越谷幼稚園	北越谷 3-2-18	976-5717	1～5歳児	7:00～19:00 (1号:7:00～19:00)			

■表の注釈

最大保育時間（7ページ参照）		最大の預かり時間。（）内は土曜日（ない場合は平日と同じ）。
0歳児	受可（受入可能月齢）（10ページ参照）	3…入所希望月初日に生後3か月経過後から受入可能
	延長（保育短時間の通常時間（保育所 8:30～16:30）を超えての預かり）（7ページ参照）	誕…1歳の誕生日から可能 3…生後3か月経過後から可能
特別支援保育（17ページ参照）		○…中程度まで可 △…軽度可 ※印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。

①さまざまな保育サービス

②認定

③保育認定の共通事項・申込

④保育認定の利用先

⑤教育標準時間認定
(幼稚園等)

⑥その他の保育サービス

地域型保育 ※対象：0～2歳児

※平成31年4月開園の事業所については、発行時点で未定です。
決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

地域型保育は、保育認定を受けたお子さん（0～2歳児）を預かり、家庭的な環境の中で心身ともに健やかに育成している施設です。「家庭的保育」、「小規模保育（A・B・C型）」、「事業所内保育」等に分類され、これらを総称して「地域型保育」といいます。

利用者負担額

保育所・認定こども園と同じです。

特色ある保育

長時間の延長保育、生後6週間からの預かりなど、特色ある保育を展開しています。

連携施設

3歳児以降は、連携施設の幼稚園等に優先して入園できます（※設定されている場合）。

類型の概要

家庭的保育	定員5人以下。家庭的な雰囲気。
小規模保育	定員6～19人。きめ細かな保育を行う。
事業所内保育	従業員の子と地域の子と一緒に保育。
居宅訪問型保育	保護者の自宅で1対1で保育を行う。

家庭的保育・小規模保育

	施設名	所在地	電話番号 (048)	平日最大 保育時間	土曜最大 保育時間	0歳児 受可	延長	特別 支援 保育	連携 施設
家庭的	(仮称)よつば保育室(旧浜岡保育室)	上間久里 242-6 (移転先：大泊 690-49(予定))	976-5275	8:30～17:00	×	3	誕		
	三和乳児園	南越谷 3-1-55	964-5149	8:30～17:30	×	6	6		
	鈴木家庭保育室	南越谷 3-5-22	962-6756	7:30～18:30	×				
小規模	こうさぎ園 弥十郎の森	弥十郎 377-5	971-8244	7:30～19:00	7:30～18:30	6	6		P
	みらいほいくえん	東越谷 2-15-13	963-8100	7:30～19:30	7:30～18:30	6週	2	△	P
	ふえありい保育園 東越谷園	東越谷 1-9-17	963-2351	7:30～19:00	7:30～18:30	4	4	△	幼
	赤ちゃん保育アカデミー	東越谷 5-4-28	964-3181	7:30～18:30	7:30～18:30	6	誕		保
	きらら・キッズ おおぶくろ	袋山 1020-7	971-0666	7:30～19:00	7:30～18:30	4	6	△	保
	大袋保育ステーション	袋山 1421	974-4000	7:30～19:30	7:30～18:30	6週	2	△	幼
	エンゼルキッズ	千間台西 2-6-18-101	973-6660	7:00～19:30	7:30～19:00	6週	6週	△	幼
	Kids ぶれいすバンビーノ	千間台東 1-9-9-101	976-8880	7:00～20:00	7:00～18:00	6	6		P
	キッズハウスクレヨン あんず組	千間台西 2-13-1 1F	972-5246	7:00～19:00	7:00～19:00	2	2	△	幼保
	キッズハウスクレヨン ひよこ組	千間台東 1-19-8	979-7296	7:00～19:00	7:00～19:00	2	2	△	幼保
	apple tree	千間台西 6-4-24	915-9034	7:00～19:00	7:00～19:00	6週	6週	△	幼
	イオンせんげん台スマート保育園	千間台西 3-2-12	973-7353	7:30～19:30	7:30～19:30	6	誕		P幼
	北越谷ひまわり園	北越谷 5-9-28	971-1993	7:30～18:30	7:30～18:30	2	2	△	幼
	モンクール 保育園北越谷園	北越谷 4-3-20 1F	977-8120	7:30～19:00	7:30～18:30	4	6	△	幼
	レインボーキッズ	大沢 3-21-18	978-8880	7:30～19:00	7:30～19:00	2	6		幼
	エンジェルハウス蒲生第一園	蒲生茜町 11-5 1F	990-1040	7:30～19:00	7:30～19:00	4	4		幼
	エンジェルハウス蒲生第二園	蒲生茜町 11-5 1F	961-3131	7:30～19:00	7:30～19:00	4	4		幼
	ひだまり保育園	南越谷 4-18-1	988-7700	7:00～19:00	7:00～19:00	2	2	◎	幼
	南越谷保育室 ポコ・ア・ポコ	南越谷 4-9-7	987-5959	7:30～19:30	7:30～18:30	6	誕		P
	蒲生保育室 ポコ・ア・ポコ	蒲生茜町 13-5 1F	989-1981	7:30～19:30	7:30～18:30	6	誕		P
	ふえありい保育園 南越谷園	南越谷 1-5-58 A	986-3375	7:30～19:00	7:30～18:30	4	4	△	幼
	ふえありい保育園 蒲生園	蒲生茜町 28-13	989-3035	7:30～19:00	7:30～18:30	4	4	△	幼
	ぬくもりのおうち保育新越谷園	新越谷 1-57-2	940-2088	7:30～19:30	7:30～18:30	6	6	△	幼
	蒲生ちやいんど園	蒲生寿町 18-43	916-7219	7:00～19:00	7:00～19:00	6	6		
	バイリンガルキッズルーム・ファニー	赤山本町 8-5	960-1212	7:30～19:00	8:00～19:00	7	誕		幼
	エンジェルハウス越谷西口園	赤山町 1-135	967-3358	7:30～19:00	7:30～19:00	4	4		幼保
	エンジェルハウス越谷東口園	越ヶ谷 2-6-2 1F	963-8377	7:30～19:00	7:30～19:00	4	4		幼保
	こうさぎ園 ひがしの森	弥生町 3-36	971-7697	7:30～19:00	7:30～18:30	6	6		幼
	こうさぎ園 となりの森	弥生町 3-36	080-6718-1430	7:30～19:00	7:30～18:30	6	6		幼
	モンクール 保育園越谷東口園	柳町 1-43	940-8975	7:30～19:00	7:30～18:30	4	6	△	幼
	モンクール 保育園レイクタウン園	レイクタウン 2-10-22	961-8332	7:30～19:00	7:30～18:30	4	6	△	幼
	レイクタウンひなた保育園	レイクタウン 8-11-5	985-8878	7:30～19:30	7:30～19:30	6週	6週	△	幼
	キッズハウスクレヨン いちご組	レイクタウン 8-10-2 1F	973-7709	7:00～19:00	7:00～19:00	2	2	△	幼
	キッズハウスクレヨン いるか組	レイクタウン 8-10-2 1F	961-8887	7:00～19:00	7:00～19:00	2	2	△	幼
	レイクタウンひまわり園	レイクタウン 5-11-6-101	973-7830	7:30～18:30	7:30～18:30	2	2	△	幼

事業所内保育

	施設名	所在地	電話番号 (048)	平日最大 保育時間	土曜最大 保育時間	0歳児 受可	延長	特別 支援 保育	連携 施設
事業 所 内	kuritaのんな	大沢 3219-14	964-5615	8:00~19:00	8:00~19:00	6*	誕		幼
	あおぞらたち保育園	大沢 3-15-13	940-6815	7:00~19:00	7:00~19:00	6	誕	△	P幼
	Kids あいあい	千間台西 2-19-48-102	940-1533	7:30~19:30	7:30~19:30	6	6	◎	
	すくすくキッズけいわ	千間台西 2-11-14	070-6805-8094	7:30~19:30	7:30~19:30	4	4		幼
	あいりんのうち	蒲生 3-8-53	940-3913	7:00~19:00	7:00~19:00	6	誕		P幼保
	イオンゆめみらい保育園いけふく	いけふく 3-1-1mori 内	993-4221	7:00~22:00	7:00~22:00	2	2		

※kuritaのんなの0歳児受入可能月齢は、従業員枠は生後4か月から。

■表の注釈

平日最大保育時間（7ページ参照）	最大の預かり時間
土曜最大保育時間（7ページ参照）	最大の預かり時間 ×…土曜日は開所しない
0歳児 受可（受入可能月齢）（10ページ参照）	3…入所希望月初日に生後 <u>3</u> か月経過から受入可能 （「誕」は1歳の誕生日から）
延長（保育短時間の通常時間（保育所 8:30～16:30）を超えての預かり）（7ページ参照）	誕…1歳の誕生日から可能 3…生後 <u>3</u> か月経過から可能
特別支援保育（17ページ参照）	◎…程度を問わず受入相談可 ○…中程度まで可 △…軽度は可 ※印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。
連携施設（21ページ参照）	幼…幼稚園または認定こども園の教育部分と設定あり 保…保育園または認定こども園の保育部分と設定あり P…こしがや「プラス保育」幼稚園と設定あり（※プラス保育枠の利用を確約するものではありません。別途申込の上、各園で選考があります。）

あらかじめ見学を

毎年9月頃に全保育所・認定こども園・地域型保育で見学会を行います。ぜひお越しください。
なお、随時見学することもできますが、事前に施設へ電話等で確認をお願いします。

公立保育所	毎月、保育所の地域開放事業として「遊ぼう会」を行っております。 戸外遊びやお誕生日会など入所児童と一緒に遊びます。
私立保育園 認定こども園 地域型保育	たくさんの参加行事があり、一斉見学会と別に説明会等を行っています。 直接、各施設にお問い合わせください。

※こしがや「プラス保育」幼稚園は、上記の一斉に行う見学会の対象外ですが、各園で説明会を行います。
直接、各施設にお問い合わせください。

ご活用ください

越谷市公式ホームページ内

「越谷市内の保育施設で働きませんか」

- 私立の保育施設の求人状況が一覧で分かります。
- 市内の保育施設に関する就職説明会等の紹介をします。
- 就職に関する支援資金などの支援策を紹介しています。

http://www.city.koshigaya.saitamajp/kurashi_shisei/kosodate/hoikusho/hoiku-hataraku.html



★保育士の皆さん★

こしがやの保育現場で働きませんか？



越谷特別市民
ガーヤちゃん

こんな保育士さんを待っています

- ☐ 子どもと遊ぶことが好き！
- ☐ 毎日違う子どもの表情や成長に寄り添いたい！
- ☐ 子どもの笑顔に囲まれたい！

●私立保育園	各園で随時募集しています。また、バスツアー・合同就職説明会などを実施しています。 （問合せ）越谷市私立保育園・認定こども園協会 http://koshigaya-private-nursery.org/ 電話 048-985-7127
●公立保育所	募集する場合、広報こしがやや越谷市ホームページ等で随時お知らせします。

水と緑と太陽に恵まれた街で、子どもたちが待っています！

①さまざまな保育サービス

②認定

③保育認定の共通事項・申込

④保育認定の利用先

⑤教育標準時間認定
（幼稚園等）

⑥その他の保育サービス

5

教育標準時間 認定（幼稚園等）

満3歳以上なら、幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用できます。18時まで、19時までなど長い預かりの園もあります。

※詳しくは、冊子「幼稚園・認定こども園（教育部分）入園のしくみ」をご覧ください

満3歳以上のお子さんで、教育を希望される場合は、幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用できます。教育標準時間認定（1号認定）を受けて入園する施設と、従来どおりの幼稚園があります。

教育時間

※時間は施設により異なります

(例)

8:00

9:00

14:30

18:00

教育標準時間
認定の方

幼稚園型一時預かり
(預かり保育)

教育時間

幼稚園型一時預かり
(預かり保育)

※19時まで幼稚園型一時預かり（預かり保育）を実施している園もあります。
※教育部分は、長期休業期間（夏休み等）は原則お休みとなりますが、幼稚園型一時預かり（預かり保育）を実施している園が多くあります。

入園までの流れ

申込

園に直接申し込みます。
申込時期や願書の配布等については、各園に確認してください。

内定

園から入園の内定を受けます。
※定員超過等の場合、施設が定めた方法（先着順等）による選考が行われます。

従来どおりの幼稚園

基本的に園が定めた保育料です
(私立幼稚園就園奨励費補助金が支給されます)。

新制度幼稚園 認定こども園のみ

※新制度幼稚園・認定こども園では、私立幼稚園就園奨励費補助金は支給されません。

認定申請・契約

- 園を通じて、認定を申請します。後日、「1号認定」の認定証が交付されます。
- 重要事項の説明を受け、契約を締結します。

入園式

新しいお友達との生活がスタートします！

利用者負担（教育標準時間認定）

毎月の利用者負担の額は、世帯の市民税額により決定します（税額の確認方法は16ページ参照）。

※表の税額は、次の控除による税額控除をする前の額です。

住宅借入金控除（住宅ローン）、配当控除、外国税額控除、寄付金控除（ふるさと納税等）等

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市民税所得割額から算定
(平成29年1月～12月の収入から算定)

当年度の市民税所得割額から算定
(平成30年1月～12月の収入から算定)

(平成30年4月現在)

1号認定 の保育料です

※「2号認定・3号認定」の額とは異なります！

階層	定義 (金額は市民税所得割額)	利用者負担額 (月額) 円	多子世帯への軽減
A	生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯	0	同一世帯の「2人目以降」に当たる児童が入所する場合 ※年齢問わず □一番上の子 全額 □上から2番目～無料
B	市民税非課税・均等割のみ世帯、里親世帯	3,000	□一番上の子 全額 □上から2番目 1/2 □上から3番目～無料
C	77,101 円未満の世帯	10,100	小学校1～3年生の兄弟姉から数えて2人以上の児童が対象施設(小学校・保育所等含む)に入所する場合 □一番上の子 全額 □上から2番目 1/2 □上から3番目～無料
D	77,101 円以上 211,201 円未満	20,500	
E	211,201 円以上	22,400	

●BまたはC階層に該当し、次に掲げる世帯は、右表の利用者負担額となります。

- (1) 母子(父子)世帯等 (2) 在宅障がい児(者)のいる世帯
(3) 生活保護法に定める要保護者等

階層	利用者負担額	多子世帯への軽減
B	0	同一世帯の「2人目以降」に当たる児童が入所する場合 ※年齢問わず □一番上の子 全額 □上から2番目～無料
C	3,000	

利用者負担額に関する注意

- 利用者負担額は改定する場合があります。
- 国外で収入がある場合も算定に含めます。

さまざまな類型がありますが、基本的なしくみは「認定」・「利用者負担」以外はどの園も同じです。

1号認定
の一覧です

幼稚園・認定こども園(教育部分)一覧

	幼稚園・認定こども園名	所在地 ※(教)教育部分の所在地	電話番号 (048)	一時預かり(預かり保育)		平日最大 預かり	土曜最大 預かり	長期休業中		障がい児等の受入
				プラス保育幼稚園 類型	P保育 指定員			実施	休み	
新制度	越谷教会附属越谷幼稚園	御殿町 4-33	962-2743	●	15	8:00~18:00	×	○	盆 末 春	△
従来どおり (私立幼稚園就園奨励費補助金対象園)	萩原第一幼稚園	赤山本町 3-13	962-4358			7:40~17:30	×	○	盆 末 春	
	照蓮院さくら幼稚園	瓦曽根 1-5-43	962-4837			8:30~17:00	×	×	盆 末 春	
	越谷わかば幼稚園	南越谷 5-20-5	986-5645	●	25	8:00~19:00	×	○	盆	
	愛隣幼稚園	蒲生 3-9-13	986-4915	●	25	8:00~18:00	×	○	盆 末 春	△
	越谷くるみ幼稚園	神明町 1-82	962-8555			8:00~18:00	×	○	盆	
	ぶどうその幼稚園	南荻島 4336-5	976-1972			8:00~18:00	×	○	盆 末 春	△
	精華幼稚園	登戸町 20-33	986-3747			8:30~18:00	×	○	盆 末 春	△
	あやの幼稚園	大成町 1-40-2	985-2395			8:00~16:30	×	×	盆 末 春	
	大沢幼稚園	大沢 578-1	974-6443			8:20~18:00	×	○	盆 末 春	
	大袋わかば幼稚園	大杉 492-1	976-4880	強化	60	7:30~18:30	8:00~16:00	◎		
	アスナロ幼稚園	弥十郎 737-1	975-2948	●	20	8:00~18:00	×	○	盆 末	△
	大袋幼稚園	大竹 822	975-5050	強化	80	7:00~18:30	7:00~18:30	◎		△
	南越谷幼稚園	川柳町 1-111	987-0161			8:00~17:30	×	○	盆	
	松沢幼稚園	谷中町 2-94	966-8686			8:30~17:00	×	○	盆 春	
	萩原第二幼稚園	新越谷 1-294	986-6891			8:00~17:30	×	○	盆 末 春	
	さなえ幼稚園	東町 3-330	985-3120			8:30~17:30	×	○	盆 末	△
	清浄院幼稚園	大松 700	976-1361	●	50	7:30~19:00	×	○	盆 末	△
	まどか幼稚園	平方 299-2	974-5435	強化	30	8:00~19:00	8:00~17:00	◎		
	あゆみ幼稚園	恩間新田 221	978-4188	●	5	8:00~18:00	×	○	末 春	◎
	(仮称)レイクアスナロ幼稚園	レイクアスナロ 9-2-7(予定)	975-2948 (アスナロ幼稚園)	●	20	8:00~18:00	×	○	盆 末	△
(認定こども園 教育部分)	第二愛隣こども園	川柳町 3-275-1	986-0318			8:00~18:00	×	○	盆 末 春	
	認定こども園小牧	(教)大間野町 5-147-1	985-4890			8:00~18:00	×	○	盆 末 春	
	こぼとの里こども園	神明町 3-246-3	964-5660			8:00~18:00	×	○	盆 末 春	
	幼保連携型認定こども園越谷さくらの森	増林 5987-1	966-0301			7:00~19:00	7:00~19:00	◎	盆 末 春	
	認定こども園しらこぼと幼稚園	袋山 631-3	977-8031			8:00~18:00	×	○	盆 末 春	△
	(仮称)認定こども園北越谷幼稚園	北越谷 3-2-18	976-5717	●	20	7:00~19:00	×	○	盆 末 春	

入園内定後認定申請

① さまざまな保育サービス

② 認定

入園内定後認定申請

③ 保育認定の共通事項 申込

④ 保育認定の利用先

⑤ 教育標準時間認定
(幼稚園等)

⑥ その他の保育サービス

※「北越谷幼稚園」は、平成31年4月から認定こども園に移行予定です。

※市外の園も、「従来どおりの幼稚園」、「新制度幼稚園」、「認定こども園」の3種類があります。

直接園に確認してください。

※幼稚園型一時預かり(預かり保育)の対象や利用方法については、各園にお問い合わせください。

■表の注釈

プラス保育 幼稚園	類型	●…基本型で実施(長期休業中の平日 3/4 以上開園)		強化…機能強化型で実施(長期休業中の平日毎日開園)		
	P 保育枠定員	「プラス保育枠」の定員数 (3～5 歳児の合計)				
平日最大預かり		最大の預かり時間				
土曜最大預かり		最大の預かり時間 ×…土曜日は開所しない				
長期休業中 (長期休業期間中の預かり)		実施	◎…平日と土曜は毎日実施 ○…平日のみ実施			
		休み	盆…お盆休み有 末…年末年始休み(12/29～1/3 以外)有 春…春休み有			
障がい児等の受入(要相談)		◎程度を問わず受入相談可 ○…中程度まで受入相談可 △軽度は受入相談可				

ポイント

申込時の保育認定(2号)の施設(保育所、認定こども園等)と新制度幼稚園(1号)の併願

2号認定と1号認定の認定申請を並行して行うことはできません。

2号認定も受けることを幼稚園に伝え、了解を得た上で保育施設の申込を行ってください。

※幼稚園に黙っていても、認定申請の時点で判明してしまいます。

なお、2号認定を受け新制度幼稚園を利用することもできます(お問い合わせください)。

6

その他の
保育サービス

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育などを紹介します。
場面に応じてご活用ください。

地域子育て支援センター（問合せ：各施設）

子育て親子の交流等を推進するため、子育て相談、子育て講座等を行っています。ぜひお近くのセンターに足をお運びください。



各センターで工夫をこらした講座等を行っています。
「広報こしがや」に掲載するほか、「こしがや子育てネット」に随時掲載しています！



一時預かり（問合せ：各施設）

保護者が急用等で保育に困ったとき、また子育てのリフレッシュを図るときなどに、一時的にお子さんをお預かりします。

※いずれの施設も健康な乳幼児が対象です。長時間の保育の場合は、お子さんの状態によります。

ポイント

- 利用の前に、あらかじめ各施設で登録が必要です。
- 利用の際は、お子さんの慣れ保育や利用予約が必要です。
また、記載の料金のほかにおやつ代やシーツ代がかかります（料金は直接お問い合わせください）。
- 市外の方は、保育ステーションのみ利用できます。
ただし、里帰り出産の場合、在勤・在学の場合は、地域子育て支援センターも利用できます。また、子育て講座への参加は市外の方も可能です。

地域子育て支援センター・保育ステーション一覧

施設名	所在地	電話番号 (048)	一時預かりの内容				
			対象 (就学前まで)	定員	実施日	実施時間	料金
増林保育所 地域子育て支援センターおひさまの子	東越谷 8-41-1 (地番変更予定)	960-5800	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500 円/時
新方保育所 地域子育て支援センターにこにこ	北川崎 729-1	970-5611	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500 円/時
荻島保育所 地域子育て支援センターぽかぽか	南荻島 330-1	971-8115	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500 円/時
南越谷保育園 地域子育て支援センターすくすく	七左町 1-347	990-5003	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500 円/時
おおたけ保育園 地域子育て支援センターたけのこ	大竹 815-1	977-5311	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500 円/時
越谷レイクワンのさくら保育園 地域子育て支援センターげんき	レイクワン 8-3-5	988-0863	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500 円/時
松沢保育園 地域子育て支援センターきらきら	谷中町 2-88-4	080-1058-3953	満1歳から	5	月～金	9:00～16:00	500 円/時
認定こども園わかばの森ナーサリー 地域子育て支援センター森のひろば	新越谷 1-31-18	993-4154	実施していません				
の～びるこどもの家保育園 地域子育て支援センターおへその広場	相模町 3-220-1	988-8180					
袋山保育園 地域子育て支援センターたんぽぽ	袋山 1956-1	979-0520	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500 円/時
の～びる保育園 地域子育て支援センターのびるば広場	南越谷 1-12-11 イースタンビル 2 5階	987-7088	実施していません				
越谷どろんこ保育園 地域子育て支援センターちきんえっぐ	平方 3207-1	970-2280	生後2か月 から	25	月～土	7:00～20:00	800 円/時
認定こども園小牧 地域子育て支援センターこあら教室	大間野町 5-147-1	985-4890	実施していません				
埼玉東萌保育園 地域子育て支援センターあおいとり	川柳町 1-582-1	973-7463					
南越谷保育ステーション	南越谷 1-12-11 イースタンビル 2 5階	987-6300	生後4か月 から	20	年中無休 (12/29～1/3 休み)	6:30～22:00	500 円/時
北越谷保育ステーション	大沢 3-6-1 バルテきたこし 3階	970-8200	生後4か月 から	20	年中無休 (12/29～1/3 休み)	6:30～22:00	500 円/時
レイクワン保育ステーション	レイクワン 4-4	940-6883	生後4か月 から	10	年中無休 (12/29～1/3 休み)	8:00～20:00	500 円/時

※実施時間、料金等については、変更となる場合があります。

ファミリー・サポート・センターと緊急サポート・センター

一時預かりや保育施設への送迎など、有償ボランティアによる援助が受けられます。

定期的な利用は「ファミリー・サポート・センター」、急用時やお子さんが病気のときは「緊急サポート・センター」など、お子さんを預ける事情に応じて使い分けましょう。
いざというときのために、事前会員登録（無料）をおすすめします。

事業名	利用時間 (受付時間)	基本 料金	サポート内容 (場面)	3日前 までに 予約			
				3日前 までに 予約	前々日 ～当日 の予約	宿泊を 伴う預 かり	保育所 等への 迎え
こしがやファミリー・サポート・センター 電話 048-960-2311	6:00～22:00 (受付 9:30～ 17:00・日祝 休)	1時間 700円～	健康な とき	○	△ 原則3日 前まで	×	○
			病気・発 熱のとき	×	×	×	×
緊急サポート・センター埼玉 電話 048-297-2903	何時でも 対応可能 (受付 7:00～ 20:00)	1時間 1,000円～ / 1泊 10,000円	健康な とき	△ 割高	○	○	△ 割高
			病気・発 熱のとき	○	○	×	○ 代理受 診可

病児保育・病後児保育 (問合せ：病児保育室)

お子さんが病気にかかっている時期や、病気が回復に向かっている時期でも集団での保育が困難な時期にどうしても仕事を休むことができないとき、お子さんを一時的に預かります。

登 録

子ども育成課または病児保育室で行うことができます。

仮 予 約

病児保育室に電話します。

診 断

医師の診断を受け、「診療情報提供書」の証明を受けてください。

本 予 約

再度病児保育室に電話します。

利 用



※予約取消の場合、前日の16:00までに保育室に連絡してください
(当日キャンセルの場合は、8:00～8:30に保育室に連絡)。
※体調の変化がみられたときは、保護者に連絡し、受診をお願いすることがあります。

施設名	所在地	電話番号	定員	実施日	実施時間	料 金
越谷市病児保育室	レイクタウン 6-11-4 みずべこどもの家保育園内	048-967-5521	5	月～金	8:00～18:00 ※電話受付 9:00～17:00	2,000円/日 ※生活保護の方は無料 ※別途シーツ代等がかかります。

認可外保育施設

※平成30年7月現在。立入調査等の結果は、越谷市ホームページで公表しています。
なお、開設後間もない施設については、立入調査を行っていない場合があります。
利用方法、空き状況、料金、新規開設・廃止等の問合せは、直接施設にしてください。

施設名	所在地	電話番号 (048)	開所時間	対象年齢 (月極契約)	定員
マミー保育室	瓦曽根 3-12-2	966-8313	24時間	0歳～10歳	45
ちゃいんど園	南越谷 4-7-7-101	989-0489	24時間	0歳～10歳	87
エンジェルハウス南越谷園	南越谷 4-12-7	990-6345	7:30～21:00	0歳～5歳	20
モンクール 保育園Ⅱ	北越谷 4-3-20 2F	977-8120	7:30～19:00	0歳～3歳	25
キッズハウスクレヨンすみれ組	千間台東 1-19-8 2F	984-7052	7:00～19:00	0歳～5歳	10
キッズハウスクレヨンらっこ組	南越谷 5-2-20	971-6188	7:00～19:00	0歳～5歳	15
ひだまり保育園すてっふ・はいすてっふ	南越谷 4-18-1	988-7700	7:00～19:00	3歳～5歳	19
あかねキッズランド	蒲生茜町 12-5	990-0251	7:00～20:00	0歳～5歳	15
ひまわり園もも組	レイクタウン 5-11-6 2F	973-7832	8:30～18:30	0歳～3歳	12
イングリッシュガーデン保育園	赤山町 5-9-21	967-1321	7:30～19:30	0歳～5歳	30
バイリンガルキッズハウス越谷	弥十郎 582-1	972-6327	9:00～17:00	2歳～5歳	32
はなたのひよこ保育園	花田 5-3-1	964-7774	7:00～20:00	1歳～2歳	10

①さまざまな保育サービス

②認定

③保育認定の共通事項・申込

④保育認定の利用先

⑤教育標準時間認定
(幼稚園等)

⑥その他の保育サービス

平成31年度 越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

1 基準指数

【基準指数及び調整指数は、利用調整申込締切日を基準日とする】

※一斉受付分については、平成30年12月1日を基準日とする。

番号	保育に当たる保護者の就労等形態				基準 指数	採点		認定 期間	
	類型		細目			母	父		
1	居宅外 労働	外勤 自営	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	20			(事由継続で就学前まで) 最長3年間	
				月120時間以上月160時間未満の就労を常態	18				
				月80時間以上月120時間未満の就労を常態	16				
			月16日以上	月120時間以上の就労を常態	18				
				月100時間以上月120時間未満の就労を常態	16				
				月64時間以上月100時間未満の就労を常態	14				
			上記に該当しないが、月100時間以上の就労を常態		8				
			上記に該当しないが、月64時間以上月100時間未満の就労を常態		6				
(その他)	上記以外の外勤・自営(無収入の場合、時間にかかわらず該当)		3			3か月※			
2	就労	居宅内 労働	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	20			(事由継続で就学前まで) 最長3年間	
				月120時間以上月160時間未満の就労を常態	18				
				月80時間以上月120時間未満の就労を常態	16				
			月16日以上	月120時間以上の就労を常態	18				
				月100時間以上月120時間未満の就労を常態	16				
				月64時間以上月100時間未満の就労を常態	14				
			上記に該当しないが、月100時間以上の就労を常態		8				
			上記に該当しないが、月64時間以上月100時間未満の就労を常態		6				
		(その他)	上記以外の自営(無収入の場合、時間にかかわらず該当)		3			3か月※	
		内職	1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態		14			最長3年間 (就学前)	
			1日4時間以上月収2.5万円以上の就労を常態		10				
			上記以外の内職(無収入の場合、時間にかかわらず該当)		3			3か月※	
		(その他)							
3	求職 活動	求職 (起業準備等 を含む)	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	10			3 か 月 ※	
				月120時間以上月160時間未満の就労を常態	9				
				月80時間以上月120時間未満の就労を常態	8				
			月16日以上	月120時間以上の就労を常態	9				
				月100時間以上月120時間未満の就労を常態	8				
				月64時間以上月100時間未満の就労を常態	7				
			上記に該当しないが、月100時間以上の就労を常態		5				
			上記に該当しないが、月64時間以上月100時間未満の就労を常態		4				
		(その他)	上記以外の内定(無収入の場合、時間にかかわらず該当)		3				
		未定	記録により1か月以上前から定期的に求職活動をしていると認められる場合		3				
(その他)	求職中(就労先未定)(上記以外)		1						
4	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など			20			最長3年間 (就学前)	
5	妊娠 ・出産	出産前：出産予定月の前2か月			20			左記期間内	
		出産後：出産日の後8週の翌日の属する月の末日							
6	就学	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態			番号1 を準用			在学期間内	
		日中、就学・技能習得が内定している場合(その他)			番号3 を準用			3か月※	
7	病気が 障がい	病気	自宅 療養	1か月以上入院している場合(入院予定を含む)		20			(事由継続で就学前まで) 最長3年間
				常時病臥・感染症		20			
				精神性	精神障害者保健福祉手帳1～3級	20			
					上記以外の程度	17			
				一般療養	医師が1か月以上の安静を要すると診断した場合	17			
					医師が1か月以上の通院加療を要すると診断した場合	13			
		障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A～B		20				
			身体障害者手帳3級、療育手帳C		18				
		身体障害者手帳4級以下		12					
8	介護 看護	居宅外	全介護を必要とする場合(重度身体障がい者、要介護認定3・4・5程度)であって、週5日以上日中週30時間以上の介護を常態		20			(事由継続で就学前まで) 最長3年間	
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2程度)であって、週5日以上日中週20時間以上の介護を常態		16				
			週4日以上日中週16時間以上の介護を常態		14				
			上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)		3				3か月※
		(その他)	全介護を必要とする場合(重度身体障がい者、要介護認定3・4・5程度)		20				最長3年間 (事由継続で就学前まで)
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2程度)		17				
			支援を必要とする場合(要支援)		15				
			上記以外で必要とする場合(入所した場合、別途就労等が必要)		3				
9	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			20			最長3年間	
10	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合			20			3年間	
11	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合						(事由継続で就学前まで)	

※1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。(基準指数)

2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就労先未定)の指数とする。

3 保護者が保育の必要な事由(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況を取り指数を決定する。

4 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。

5 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし、休憩時間は含む。

6 就労等形態は上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。

7 求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。

8 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等による指数とする。

ただし、勤務日数を減らす場合は、終期が明記されていても減らした後の勤務日数からの勤務時間等による指数とする。

2 調整指数

項目		条件 （「保育所等」とは、保育所・認定こども園・地域型保育をいう。）		指数	採点 母 父	
個人加算	就労状況	1	引き続き就労等を継続している場合	2		
		2	引き続き3年以上就労等を継続	1		
		3	保育士(保育教諭・プラス保育幼稚園の幼稚園教諭)として月20日以上かつ1日6時間以上の勤務をしている場合	7		
		4	※出産要件での入所申込の場合を除く ※番号3・4に該当する場合、越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設で1年以上勤務することを条件とする	4		
		5	※ここでの認可外保育施設は、設置届出済のものに限る。	2		
加算指数	家庭状況	6	生計中心者の失業(自発的失業を除く)により就労の必要性が高い場合	3		
		7	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時点で入所申込児童が保育所等に入所している場合や出産要件での入所申込の場合を除く) ※平成31年4月入所は、一斉受付の締切日以降から5月14日までの復帰者を含む	1		
		8	保育所等を育児休業のため退所し、復職時に申し込んだ場合(当該児童のみ加算)	3		
		9	同居者なしの母子(父子)家庭で、就労(又は就学・技能習得)を継続している又は内定している場合 ※同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む	5		
		10	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合	2		
		11	父母の一人が不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合	4		
		12	父母の両方が不存在(死亡など)の場合	7		
		13	父母の一人が単身赴任、3か月以上の入院などにより不在の場合	2		
		14	子ども(4月1日現在18歳未満)が2人以上いる場合(2人を超える場合は、1人に対し1点加算)	1		
	世帯加算	障がい・介護	15	保護者が身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の一つを所持している場合☆	3	
			16	保護者が常時病臥、精神病(手帳なし)、感染症で居宅療養している場合☆	2	
			17	同居の家族(保護者及び入所申込児童を除く)に身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の一つを所持している者がいる場合	1	
			18	同居の家族(保護者及び入所申込児童を除く)に要介護認定3以上の者(在宅介護に限る)がいて保護者が週4日以上介護している場合(基準指数が介護・看護要件の場合は加算しない)☆	1	
		19	特別支援保育対象児童と特別支援保育検討会議で判定された場合		別枠利用調整	
児童の状況		20	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合(新年度選考時は、卒業予定児童を除く)又は同時に2人以上の申込をしている場合☆ ※兄弟姉妹がプラス保育幼稚園のプラス保育枠を利用している(利用内定を含む)場合を含む	2		
	21	多胎児が同時に申込をしている場合☆	4			
	22	地域型保育又は2歳児クラスまでの保育所を入所期間満了で卒園する場合☆	5			
	23	認可外保育施設(幼稚園等を含む)などに週4日以上かつ1日4時間以上の預託をしている場合	3			
	24	※就労等保育認定に該当する事由のため 預託している場合に限る(求職中や、育児休業中(入所翌月14日までに復帰しない)の預託の場合は対象としない)				
	25	有料で2か月以上前から預託している場合(所定の証明書が必要)☆	2			
	26	有料で1か月以上前から預託している場合(所定の証明書が必要。また、一時預かりについては加算対象としない)☆	2			
	27	認定こども園入園者で同一園での認定区分変更(1号→2号)のみを希望しており、入園から3か月以上経過している場合(3か月未満の場合は番号26を適用)☆	5			
減算指数	世帯減算	28	保育所等に入所しており、保育所等の移行希望者の場合☆	3		
		同居祖父母	27	同居している65歳未満の保護者の父母が無職、求職中又は月64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く) ※同一世帯には、同一住所又は同一建物の場合を含む	-10	
		自営等	28	勤務形態が自営の父母や、勤務先の経営者が自身又は親族である父母が、仕事内容・実績の分かる書類を提出できない場合	-10	
		保育料等滞納	29	入所児又は卒園児の利用者負担(保育料)等を3か月以上滞納している場合	-3	
		30	利用者負担(保育料)等の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	滞納月 ×-2		
		広域入所	31	市外在住者(転入予定者を除く)	-10	
32	勤務地が市内の場合 勤務地が市外の場合	-20				
その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)	20				

- ※1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。
 2 番号1～5は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。
 3 番号3～5、15～16、17～18、20～21、22～26は、それぞれ重複して加算しないものとする。(☆)
 4 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。

■利用調整指数について

利用調整指数は、父母それぞれの基準指数に調整指数を加えて算出します。

- (例)・父親が月20日かつ月160時間の居宅外労働をしている・・・基準指数20 →「1 基準指数」番号1から
 ・母親が月18日かつ月108時間の居宅外労働をしている・・・基準指数16 →「1 基準指数」番号1から
 ・父母共に引き続き3年以上就労を継続している・・・・・・調整指数 4 →「2 調整指数」番号1から
 ※この世帯の利用調整指数は、20+16+4=40点となります。

■利用調整(選考)について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合などには、利用調整(あつせん)が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

- 1 越谷市在住者(転入予定者を含む)
- 2 同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯(同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む)
- 3 基準指数が高い者
- 4 同世帯に障がい者がいる場合
- 5 養育している未就学児の人数が多い者
- 6 父母の勤務先等が市外(草加・八潮・三郷・吉川・松伏・春日部・さいたま(岩槻・緑のみ)・川口を除く)の場合
勤務先等が①全員市外、②市外・市内、③全員市内の順で優先順位が高くなります(上記近隣地域はこの項において市内として考える)。
- 7 平成30年度(利用者負担額切替後は平成31年度)市民税所得割額の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯を優先する)
- 8 同一年度中に入所内定等を辞退していない者
- 9 証明書等提出書類が全て提出されている者

関連冊子の紹介

この冊子のほかにも、教育・保育施設に関するものがありますので、併せてお読みください。
市役所や施設で配布しているほか、越谷市ホームページに掲載しています。

保育施設ガイド



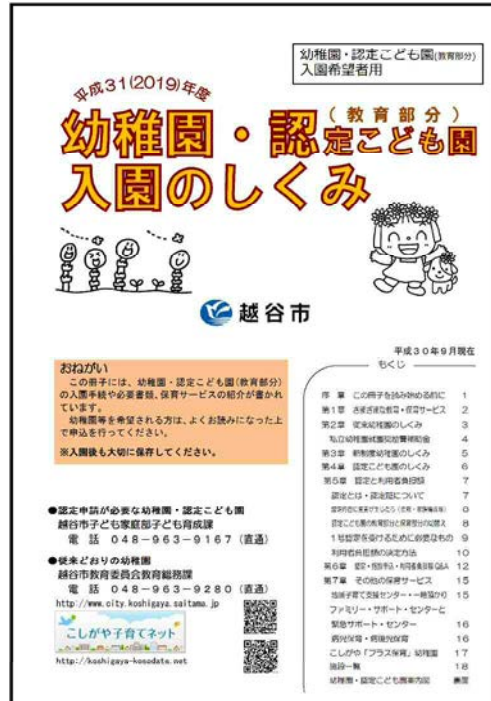
越谷市内の全ての公立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育・「プラス保育」幼稚園を紹介。園ごとに、特徴や園からのメッセージはもちろん、開園時間、休園日、主な年間行事、毎月かかる費用などを掲載。希望施設選びに、費用の比較に、ぜひご活用ください！

特別支援保育入所申込みのしおり



この冊子の17ページで紹介している「特別支援保育」のことをより詳しく紹介。希望なさる場合は、必ずお読みください。

幼稚園・認定こども園(教育部分)入園のしくみ



この冊子の23ページ・24ページで紹介している幼稚園や認定こども園(教育部分)のことをより詳しく紹介。入園手続や必要書類などが書かれています。幼稚園等(こしがや「プラス保育」幼稚園を含む。)の入園を検討される場合は、ぜひ併せてご一読ください。

こしがや「プラス保育」幼稚園

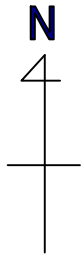


越谷市オリジナルの「こしがや「プラス保育」幼稚園事業」の概要をまとめたリーフレット。3歳児以上の選択肢に、ご覧ください。

Memo & Gaaya

Handwriting practice lines for the 'Memo & Gaaya' section. The page contains 20 horizontal lines, each starting with a dot on the left. The first 18 lines are full-width, while the last two lines are shorter, ending at the same horizontal position as the 18th line.





保育施設 案内図

※平成30年9月現在

- 公立保育所
★ 私立保育園
■ 認定こども園
◆ 地域型保育 (0~2歳)
✚ 「プラス保育」幼稚園 (3~5歳)
ST 保育ステーション (一時預かり、送迎保育 (北越谷・南越谷))
- 保 育
認 定
で
利
用
可
能
な
施
設
- 直 接
申 込

